

市町村の配偶者暴力相談支援センターの 設置促進のための手引

平成 25 年 4 月

内閣府男女共同参画局

目 次

1	本書の目的	3
2	配偶者暴力相談支援センターの法的位置づけ	5
3	都道府県と市町村の役割	7
4	市町村基本計画	12
5	市町村における配偶者暴力相談支援センターの意義	15
6	市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置準備	24
7	配偶者暴力相談支援センターを設置している市町村の現況	26
8	市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置の背景	28
9	市町村基本計画と配偶者暴力相談支援センターとの関係	32
10	市町村における配偶者暴力相談支援センターの施設	37
11	市町村における配偶者暴力相談支援センターの機能	40
12	市町村における配偶者暴力相談支援センターの職員	41
13	市町村における配偶者暴力相談支援センターの連携状況	44
14	市町村における配偶者暴力相談支援センターの経費	48
15	市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置による効果	49
16	市町村における配偶者暴力相談支援センターの課題	54
17	配偶者からの暴力対策に係る地方財政への対応	56
	【資料編】	61
資料 1	都道府県別配偶者暴力相談支援センター数	63
資料 2	都道府県・市町村における配偶者暴力防止法に基づく基本計画の策定状況	64
資料 3	設置の根拠規程（要綱、要領の例）	65

1 本書の目的

配偶者暴力相談支援センターの設置は、従来、都道府県のみ義務づけられていたが、平成 19 年の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「法」という。）の改正により、市町村に対しても努力義務とされた。

平成 16 年の法の改正により、市町村は、その設置する適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことができることとなっていたが、被害者にとって利便性のある身近な施設としての配偶者暴力相談支援センターの果たす役割の重要性が指摘されているなか、市町村において被害者の保護に対する取組を一層進めていく観点から、平成 19 年の改正によってこれを努力義務に改めることとされたものである。

また、平成 22 年 12 月に閣議決定された第 3 次男女共同参画基本計画においては、女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、市町村における配偶者暴力相談支援センターの数を平成 22 年の 21 か所から平成 27 年までに 100 か所に増やすことを成果目標と定められた。

そこで、本書は、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置を促すことを目的とし、その設置に当たっての基礎資料として、内閣府が実施したワークショップ事業、各種調査等の資料等を取りまとめ、各都道府県、市町村等に配布するものである。

＜本書の作成に際し参考としたもの＞

1 関連通知等

※ <http://www.gender.go.jp/e-vaw/kanrentsuchi/index.html> 参照

※ <http://www.gender.go.jp/e-vaw/law/dv1907.html> 参照

- (1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行等について」（平成 20 年 1 月 11 日府共第 4 号・雇児発 0111002 号。以下「平成 20 年通知」という。）
- (2) 「「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」の施行等について」（平成 16 年 12 月 2 日府共第 748 号・雇児発 1202004 号。以下「平成 16 年通知」という。）
- (3) 「「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」における配偶者暴力相談支援センター等に係る規定の施行について」（平成 14 年 3 月 25 日府共第 202 号。以下「平成 14 年通知」という。）
- (4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の円滑な施行について」（平成 13 年 10 月 30 日府共第 592 号。以下「平成 13 年通知」という。）
- (5) 「改正DV防止法（平成 19 年改正）Q & A」（平成 19 年 8 月 21 日内閣府男女共同参画局推進課。以下「Q & A」という。）

2 平成 23 年 3 月「地域における配偶者間暴力対策の現状と課題に関するアンケート調査報告書」(内閣府男女共同参画局)

※ <http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/2011houkoku.html> 参照

3 平成 23、24 年度「配偶者からの暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」

4 第 69 回「女性に対する暴力に関する専門調査会」

※ <http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/sidai/bo69-s.html> 参照

(1) 配偶者暴力相談支援センターにおける被害者支援と関係機関の連携

ー大阪府の現状からー

(2) 野田市における配偶者暴力被害者への支援と取組

【本書を読むにあたっての注意】

データの集計に用いた市町村規模区分は以下の通りである。

(市町村規模)	(区分)
政令指定都市	政令指定都市及び東京 23 区
中核市	中核市
人口 20 万人以上の市	人口 20 万人以上の市で政令指定都市、東京 23 区、中核市以外の市
人口 10 万人以上 20 万人未満の市	人口 10 万人以上 20 万人未満の市
人口 10 万人未満の市	人口 10 万人未満の市
町村	町、村

2 配偶者暴力相談支援センターの法的位置づけ

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する（法第2条）。そして、配偶者暴力相談支援センターは、被害者支援の中心的な役割を担う機関である。配偶者暴力相談支援センターは、都道府県が設置する婦人相談所又は都道府県・市町村が設置する適切な施設において、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護のための業務を行う（法第3条第1項・第2項）。

配偶者暴力相談支援センターとなることで、法に基づき、通報への対応や保護命令への関与とともに、関係機関の連携協力を図ることとなり、法に定める的確な対応をとることができる。（詳細は5参照）

市町村の配偶者暴力相談支援センターは、平成16年の法の改正により設置可能となり、平成19年の改正で市町村の努力義務となっている。配偶者暴力相談支援センターは、全国で、222か所であり、そのうち、市町村によるものは、49か所である（平成25年3月1日現在）。（資料編「都道府県別配偶者暴力相談支援センター数」参照）

＜配偶者暴力相談支援センターの法的位置づけ＞

- ① 国、都道府県、市町村は、配偶者からの暴力の防止と被害者の自立支援を含めた保護を図る責務を有する。（法第2条）
- ② 法が定める「配偶者暴力相談支援センター」は、被害者支援の中心的役割を果たす機能の名称であり、施設の名称ではない。
- ③ 都道府県は、都道府県が設置する婦人相談所その他適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす義務がある（法第3条第1項）。市町村は、市町村が設置する適切な施設において、その機能を果たすよう努める。（同条第2項）

＜配偶者暴力相談支援センターが果たす機能について（法第3条第3項）＞

- ① 相談又は相談機関の紹介
- ② カウンセリング
- ③ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護（注：一時保護は、婦人相談所又はその委託先が実施）
- ④ 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

参考 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抄）

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

3 都道府県と市町村の役割

市町村に配偶者暴力相談支援センターを設置した場合、都道府県と市町村は緊密な連携が必要であり、被害者の立場に立った切れ目のない支援のためには、都道府県は、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等の広域的な施策等、被害者の支援における中核として考えられる。市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

被害者については、加害者と同居、一時避難又は加害者と別居といったそれぞれの段階でその居所が変わることもあり、地域における支援のつながりが課題となるものである。また、地域における生活支援に関する制度や施策の多くは、市町村が実施責任を担っている。そこで、市町村において、被害者支援のワンストップ化やコーディネートの役割を果たすことが望ましい。例えば、被害者の負担軽減を図るため、医療保険や年金、児童手当等について、配偶者暴力被害相談の証明書をまとめて申請できるような様式(※)を作成し、申請から受け取りまでの一括した対応を行うなどが考えられる。

※ 様式例

証明書交付申請書			
平成 年 月 日			
〇〇〇 所長 様			
申請者	氏 名	印	
	生年月日	年 月 日	
	住 所		
	電話番号		
下記証明書の交付を申請します。			
記			
1 住民基本台帳事務における支援措置申出にかかる証明書（住民票等の閲覧防止のため）			
2 健康保険の被扶養者からの除外にかかる証明書（健康保険脱退）			
3 年金保険の秘密の保持の配慮にかかる証明書（基礎年金番号変更等）			
4 国民年金保険料の特例免除の初回申請にかかる証明書			
5 児童手当関係事務処理にかかる証明書			
6 その他			
(申請目的:		)	
(提出先:		)	
・交付を求める書類の番号を○で囲み、1から5については指定様式に必要事項を記載してください。			

（１）都道府県と市町村の配偶者暴力相談支援センターの主な役割分担について

	都道府県	市町村
意義	都道府県における対策の中核	身近な行政主体における支援の窓口
役割	一時保護 処遇の難しい事案への対応 専門的・広域的な対応 市町村への支援 職務関係者の研修等広域的な施策	身近な相談窓口の設置、基本情報の提供 緊急時における安全の確保 地域生活における関係機関との連絡調整 継続的な自立支援

※ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本方針（平成 20 年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第 1 号。以下「基本方針」という。）を基に作成。

参考 基本方針 第 2 の 1

（１）都道府県の配偶者暴力相談支援センター

都道府県において、支援センターとしての機能を果たしている婦人相談所は、一時保護を行うという他の支援センターにはない機能を有している。また、都道府県の支援センターは、法施行時より被害者の支援を行ってきた経験を生かし、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。

同一都道府県内の複数の施設において、支援センターの機能を果たすこととした場合、相互に有機的に連携し、その機能を発揮する観点から、都道府県は、これらの施設の連携の中心となる施設（都道府県が設置する施設に限る。以下「中心施設」という。）を 1 か所指定することが必要である。中心施設は、市町村の支援センターとの連携にも特に配慮することが必要である。

（２）市町村の配偶者暴力相談支援センター

市町村の支援センターは、被害者にとって最も身近な行政主体における支援の窓口であり、その性格に即した基本的な役割について、中心的な業務として特に積極的に取り組むことが望ましい。

具体的には、相談窓口を設け、配偶者からの暴力を受けた被害者に対し、その支援に関する基本的な情報を提供すること、一時保護等の後、地域での生活を始めた被害者に対し、事案に応じ、適切な支援を行うために、関係機関等との連絡調整等を行うとともに、身近な相談窓口として継続的な支援を行うことが考えられる。

また、当該市町村の住民以外からの相談が寄せられた場合にも円滑な支援ができるよう、こうした場合の対応について、あらかじめ近隣の市町村及び都道府県の支援センターと検討しておくことが望ましい。

ア 事例

- (ア) 設置に当たり、県の担当者と逐一やり取りするとともに、連絡会を開催した。
具体的には、証明書の発行（証明書の様式、発行事務の流れ、相手方への留意事項）、保護命令への対応（保護命令への対応を想定した聞き取り、地方裁判所とのやり取り）、統計の取扱いについて県から情報提供を受けた。
- (イ) 毎年度、県と市との間で主に一時保護に関する情報交換を行い、役割分担等を確認し、市の社会福祉事務所に周知している。
- (ウ) 県とは、一時保護に関する調整会議や一時保護後の支援において連携している。
- (エ) 計画への明記
 - A 都道府県及び市町村が設置する配偶者暴力相談支援センターの役割分担を明記している。
 - B 重点施策として位置づけ、設置市町村数の目標を設定している。
- (オ) 都道府県と市町村の合同の連携会議の設置
課題検討や情報交換を行って、支援内容の充実を図るとともに、設置を検討している市町村に対して参加を呼び掛け、情報提供を行う。
- (カ) 設置・運営の手引の作成
関係機関の連携会議に関し、その必要性、構成機関、設置・活用の仕方等を説明する手引を作成している。
- (キ) 市町村担当会議や市町村情報交換会での情報提供
市町村における配偶者暴力相談支援センターのメリット、所要の体制、手続等について情報提供するとともに、設置している市町村から事例報告を行っている。
- (ク) 市町村における被害者支援に関する調査
市町村に対し、相談件数、基本計画の有無、連携会議の有無、センター・女性相談員の設置の有無、緊急保護費の助成に関する調査を年2回実施し、その結果をフィードバックしている。
- (ケ) 市町村への訪問
市町村の男女共同参画課、女性センターを訪問し、課長級と面談して働き掛けを行うとともに、要望等を把握するほか、困難事例に関するスーパービジョンを行っている。

イ 配偶者暴力相談支援センターを設置している市町村からのコメント

都道府県と市町村が、定期的に対等な立場で情報交換を行い、必要に応じてケースカンファレンスを開催したり、また、様々な施策について都道府県と市町村との間で情報を共有し、それぞれの役割を確認することが円滑な連携につながる。

(2) 都道府県による市町村への支援・職務関係者の研修・広域的な施策の例

1 会議・研修の開催

- (1) DV対策市町村担当課長会議の開催
- (2) 配偶者暴力相談支援センター連絡会議（都道府県・市町村の配偶者暴力相談支援センター、都道府県の家庭支援担当課・男女共同参画担当課）
- (3) 市町村の女性相談員との連絡会
- (4) 関係機関の事務打ち合わせ会（警察本部、地方裁判所、都道府県・市町村の配偶者暴力相談支援センター）
- (5) 市町村DV相談担当者新任研修の開催
- (6) 市町村DV相談担当者研修の開催
- (7) DV被害者の地域支援養成者講座の開催
- (8) DV加害者対策研究会の開催
- (9) 相談事例検討会の開催
- (10) シンポジウム、フォーラムの開催

2 相談員等の派遣

- (1) 市町村への相談員派遣
- (2) 相談事業に関する情報交換、スーパービジョン
- (3) 市町村が行う連携会議及び研修会等への講師派遣
- (4) DV防止講座への講師派遣
- (5) DV被害者支援ボランティアの育成講座の民間委託

3 マニュアル等の作成配布

- (1) DV対応マニュアルの作成・配布
- (2) 相談事例集の作成・配布
- (3) 中学生向け、高校生向け、一般向け、被害者向けにリーフレットを作成・配布
- (4) 外国語のリーフレットを作成・配布

(3) 市町村による被害者支援施策の例

- 1 緊急一時保護施設の設置
- 2 緊急生活支援資金の助成
- 3 カウンセリング受診の助成
- 4 市営住宅における入居条件の緩和
- 5 ステップハウスの設置
- 6 民間賃貸住居入居時家賃の助成
- 7 民間賃貸住宅居住支援事業の助成

【事例】

ア 市町村における緊急一時保護

配偶者暴力相談支援センターを設置した当初は、都道府県の配偶者暴力相談支援センターが徒歩圏内にあるため、安全確保用の施設を設置しなかった。しかし、家から避難し、帰宅先のない被害者からの電話相談や、夕方に来所相談を受けた場合においては、一旦、市町村で被害者の安全を確保し、翌日、被害者と面談し、一時保護の必要性を判断した上、都道府県と連携する方が望ましいことが判明した。そこで、緊急一時保護事業（母子生活支援施設の一時保護専用室）を利用し、一時保護が行われるまでの間の避難場所を提供することとした。

イ 自立支援に重点を置いた支援

配偶者暴力相談支援センターの設置前に関係機関に対して意見聴取を行ったところ、継続的な自立支援が求められたため、設置後は、自立支援に重点を置き、被害者に寄り添う支援を目指すこととした。

ウ 生活保護制度の活用

配偶者暴力相談支援センターにおいて被害者支援施策を検討するに際して、生活保護に関連する施策については、生活保護部局と事前協議し、生活保護制度が円滑に活用されるよう配慮している。また、生活保護部局の担当者を講師とした研修を実施し、相談員の生活保護制度への理解を深めるとともに各事案への対応を協議し、連携を深めている。

4 市町村基本計画

市町村基本計画は、多岐にわたる配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のための施策を、市町村の事務事業の範囲内において、市町村の区域内の地域の実情を踏まえ、きめ細かく実施していく観点から、市町村が定めるものである。(Q&A)

基本計画の策定については、平成 16 年の法の改正で都道府県に義務づけ、平成 19 年の改正で市町村の努力義務となった。これは、市町村において行われている被害者に対する自立支援施策の充実等が求められている現状に鑑み、市町村における取組を一層促進させるため、基本計画の策定を努力義務として課すこととされたものである(Q&A)。

市町村が市町村基本計画を策定する際には、国の定める基本方針に即しつつ、地域の実情に応じて、必要な事項をその内容に盛り込むことが望ましいと考えられている。また、市町村の区域における施策と密接な関係のある都道府県の策定する基本計画を勘案して策定されるものと考えられている。ただし、国の基本方針は市町村の判断により独自の施策等を市町村基本計画に盛り込むことを妨げるものではなく、市町村基本計画は、都道府県基本計画にそのまま準拠するものではない。(Q&A)

平成 25 年 1 月現在で、395 の市町村が基本計画を定めており、このうち市が 266、区が 18、町が 100、村が 11 である。(資料編「都道府県・市町村における配偶者暴力防止法に基づく基本計画の策定状況」参照)

＜市町村基本計画で定める事項＞ (Q&A)

- ① 当該市町村の現状
- ② 当該市町村において配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を講ずる上での基本的な方針
- ③ 配偶者からの暴力の防止に関する取組についての当該市町村の施策及びその実施体制
- ④ 被害者の保護に関する取組についての当該市町村の施策及びその実施体制

＜基本方針と市町村基本計画＞

国の定める基本方針は、全国あまねく適切に施策が実施されるようにする観点から、法や制度の概要に触れつつ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策に関する基本的な方針を示すものであり、市町村基本計画の指針となるべき事項を定めるものである。例えば、市町村基本計画における留意事項として、次のような事項について基本方針で定めている。

- ① 身近な行政主体としての施策の推進
- ② 既存の福祉施策等の十分な活用
- ③ 市町村基本計画と配偶者暴力相談支援センターとの関係
- ④ 地域の状況に応じた市町村基本計画の策定

参考 市町村基本計画における留意事項（基本方針第1の3エ）

（ア）身近な行政主体としての施策の推進

市町村基本計画においても、地域の実情に合わせ、啓発等による配偶者からの暴力の防止から被害者の支援まで、幅広い施策がその内容となり得るが、被害者に最も身近な行政主体として求められる基本的な役割については、どの市町村においても、特に積極的な取組を行うことが望ましい。

具体的には、市町村の基本的な役割として、相談窓口を設け、被害者に対し、その支援に関する基本的な情報を提供すること、一時的な避難場所を確保する等により、緊急時における安全の確保を行うこと、及び一時保護等の後、被害者が地域で生活していく際に、関係機関等との連絡調整を行い、自立に向けた継続的な支援を行うことが考えられる。

（イ）既存の福祉施策等の十分な活用

地域における被害者の自立支援に際しては、保育所や母子生活支援施設への入所、生活保護の実施、母子寡婦福祉施策の活用等、福祉や雇用等の各種の施策を十分に活用する必要がある。このため、被害者の自立支援という観点から利用できる既存の施策にどのようなものがあるか、また、それらを被害者の状況に応じて活用するためにどのような方策が考えられるかについて、幅広い検討を行うことが望ましい。

（ウ）市町村基本計画と配偶者暴力相談支援センターとの関係

支援センターそのものの速やかな設置が困難な場合であっても、市町村基本計画の策定を先行して行い、（ア）の身近な行政主体として求められる基本的な役割を中心に、市町村基本計画に基づく施策の推進を図ることが望ましい。

また、その市町村基本計画の内容に応じて、法第3条第3項各号に掲げられた支援センターの業務に相当する機能を果たす部局や機関を決め、施策の実施に取り組むことが望ましい。

（エ）地域の状況に応じた市町村基本計画の策定

人口規模が大きく、被害者からの相談件数等が多い場合等、市町村の状況に応じて、市町村の基本的な役割のみならず、基本方針の中で主に都道府県が行うことが望ましいとされている施策の中からも、積極的に市町村基本計画に盛り込み、実施することが望ましい。

なお、市町村基本計画は、他の法律に基づき市町村が策定する計画等であって、市町村基本計画と盛り込む内容が重複するものと一体のものとして策定することも考えられる。また、他の法律に基づく既存の計画等であって内容が重複するものの見直しを行い、市町村基本計画とすることも考えられる。

ただし、このような場合でも、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案した内容とする必要がある。

参考 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抄）

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3・4 （略）

（都道府県基本計画等）

第二条の三 （略）

2 （略）

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 （略）

5 市町村における配偶者暴力相談支援センターの意義

配偶者からの被害を受けた女性のうち約4割は、どこにも相談しておらず、その理由には、「相談するほどのことではないと思った」、「自分にも悪いところがあると思った」、「自分さえ我慢すれば何とかこのままやっていけるといった」などが挙げられている。（平成24年4月 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」）。

複数の窓口に対し、被害者が個別に出向いて繰り返し自身の置かれた状況を説明し、支援を受けるための手続を進めることは、加害者に遭遇する危険性が高まる上、被害者にとって、心理的にも負担となることが指摘されている。また、その過程で、相手の心ない言動で二次的被害を受けることもあり得る。

市町村において配偶者暴力相談支援センターを設置することにより、身近な場所での継続的な相談・カウンセリング、住民票の異動や生活保護の手続など複数の手続の一元化、一時保護の場合の同行支援など、被害者の立場に立った「ワンストップ」の支援を担うことができるものである。また、被害者支援の「コーディネーター」としての役割を担い、平素から庁内外の関係部署・機関と連携することによって、潜在化している被害者を早期発見し、被害者支援のためのコーディネートを迅速かつ円滑に行うことができるものである。

加えて、配偶者暴力相談支援センターを設置することによって、法に基づき、通報への対応や保護命令への関与とともに、関係機関の連携協力を図ることとなり、法に定める的確な対応をとることができることとなる。このほか、証明業務を行うことにより、被害者への迅速かつ的確な対応が可能となり、支援内容の充実を図ることができるものである。

＜市町村における配偶者暴力相談支援センターの意義＞

- ① 身近な場所で、継続的な相談・カウンセリング、手続の一元化、同行支援など、ワンストップ支援を担うことができる。
- ② 庁内外の連携により、潜在化している被害者の早期発見、被害者支援のためのコーディネートを迅速かつ円滑に行うことができる。
- ③ 法に基づき、通報、保護命令への関与又は証明書発行の業務を自ら行えるようになり、被害者支援を迅速かつ的確に行うことができる。

参考 基本方針 第2－7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

ア 手続の一元化

複数の窓口に対し、被害者が個別に出向いて繰り返し自身の置かれた状況を説明し、支援を受けるための手続を進めることは、加害者に遭遇する危険性が高まる上、心理的にも、被害者にとって大きな負担となることが指摘されている。このため、庁内の関係部局や関係機関においてあらかじめ協議の上、被害者の相談内容や、希望する支援の内容を記入する共通の様式を設け、その様式に記入することによって、複数の窓口に係る手続を並行して進められるようにすることが望ましい。また、その手続を行う際にも、一定の場所に関係部局の担当者が出向くことによって、被害者が、一か所で手続を進められるようにすることが望ましい。

その際には、個人情報の適正な管理の観点から、様式に記入する内容は、どの手続にも必要な基本的な事項に限られるよう留意することが必要である。

イ 同行支援

被害者は、加害者の元から避難して新しい生活を始めるに際して強い不安や負担感を持ち、自身で様々な手続を行うことが難しい場合も少なくない。このため、支援センターにおいて、事案に応じ、関係機関への同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

同行支援の内容としては、被害者が関係機関において手続を行う際に、支援センターの職員等が同行し、被害者の安全に配慮するとともに、必要に応じ、当該関係機関に対し、被害者の置かれた状況等について補足して説明を行い、関係機関の理解を得ることによって手続が円滑に進むよう支援を行い、また、被害者に対し、手続の方法等を分かりやすく教示すること等が考えられる。

法に基づく業務①：発見者による通報への対応

配偶者暴力相談支援センターとなることで、法に基づく通報の受理を行い、法に定める的確な対応をとることとなる。

（１）通報の意義

配偶者からの暴力は、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、被害者も配偶者からの報復や家庭の事情等様々な理由から保護を求めることをためらうことも考えられる。被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるため、配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないこととなっている。（平成 14 年通知）

（２）通報への対応

配偶者からの暴力の発見者による通報等について規定がなされたことから、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設には、多くの関係通報が寄せられることが考えられる。通報内容に鑑み、現に被害者に対する危険が切迫していると認められる場合には、警察にその旨通報するなど、必要な措置を講じなければならない。加害者が通報者に対し、何らかの報復行為等を行うことも十分考えられることから、通報者の氏名等を公にすることがないように十分注意する。また、必要に応じ、被害者に対し、配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨することとなっている。（平成 14 年通知）

参考 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抄）

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 （略）

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

法に基づく業務②：関係機関の連携協力

配偶者暴力相談支援センターとなることで、法に基づく関係機関の連携協力を図ることとなり、被害者の適切な保護を実現することができる。

（１）連携協力の意義

被害者の保護を行うに当たり、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関が連携協力する旨規定されている。被害者の保護が適切に行われるためには、一つの機関のみの対応では不十分であることから、このように規定されており、この趣旨を踏まえ、行政機関のみならず、裁判所、弁護士会、医療機関、民間団体等と緊密に連携協力を図ることが必要とされている。（平成 14 年通知）

参考 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抄）

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

参考 基本方針 第 2－7 被害者の自立の支援

（１）関係機関等との連絡調整等

被害者が自立して生活しようとする際、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えており、その課題解決にかかわる関係機関等は多岐にわたる。それらの機関が、認識を共有しながら連携を図って被害者の自立を支援する必要があることから、関係機関等との連絡調整は極めて重要である。

関係機関等との連絡調整については、日ごろから支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。

また、個々の事案について、被害者からの相談内容に基づき、自立支援のために必要な措置が適切に講じられるよう、支援センターが、関係機関等と積極的に連絡調整を行うことが望ましい。

なお、支援センターを設置していない市町村においても、関係機関等との連絡調整を行い、被害者に対し、自立に向けた継続的な支援を行う窓口を設置し、これらの役割を果たすことが望ましい。

法に基づく業務③：保護命令への関与

配偶者暴力相談支援センターになることで、裁判所から書面提出を求められることを想定して相談を受け、その相談記録の記載事項に配意し、裁判所への書面提出に迅速かつ的確に対応し、もって保護命令の迅速な発令を図ることができる。

（１）裁判所提出書面の意義

保護命令は、身体的な暴力又は生命等に対する脅迫により生命・身体に重大な危害を受けるおそれが高い被害者を救済するための制度である。

裁判所から、保護命令の申立人が相談等をした際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求められた場合、配偶者暴力相談支援センターの長はこれに速やかに応ずることとなっている。この提出書面は、裁判所に対して、保護命令発令に必要な事項の認定に役立つ資料を提供し、もって、保護命令の迅速な発令を図るためのものである。（平成 14 年通知）

（２）裁判所提出書面の記載

提出書面は、相談等を受けた職員において、事実の認定を行わせるという趣旨ではなく、相談等の内容を客観的に再現することが求められ、記載事項に即して被害者が述べた事項を正確に記載すれば足りる。裁判所から提出を求められた際に、該当する被害者の相談記録から転記して作成することで差支えない。日ごろより相談記録の作成においては、相談者の発言内容を括弧書きするなど所要の工夫に努めることが必要である。また、相談者が保護命令を申し立てる場合には、あらかじめ提出書面の原案を作成しておくなど、裁判所からの求めに対し速やかに対応できるよう配慮する必要がある。（平成 14 年通知）

参考 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抄）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 （略）

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 （略）

2・3 （略）

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 （略）

証明業務①：住民基本台帳の閲覧等の制限

配偶者暴力相談支援センターとなることで、住民基本台帳の閲覧等の制限に係る支援措置について、被害者への情報提供、支援の必要性の確認、関係機関への情報管理の呼び掛けなど、関係部署と連携して迅速かつ適切に対応し、被害者に係る情報の保護及び被害者の安全確保を図ることができる。

（１）支援措置の意義

配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付について、不当な目的により利用されることを防止するものである。法第１条第２項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがある場合、住民基本台帳の閲覧を制限するなどの措置を実施することができる。

選挙管理委員会や国民健康保険、国民年金、介護保険、税務、児童手当等住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。（基本方針第２－７（２））

（内閣府の関連通知）「住民基本台帳事務処理要領の一部改正について」（平成24年10月１日府共発第458号）

（２）支援の申出者

- ア 法第１条第２項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの
- イ ストーカー規制法第７条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあるもの
- ウ 児童虐待防止法第２条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるもの
- エ その他からアからウまでに掲げるものに準ずるもの

（３）支援の必要性の確認

- ア 警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴取すること
- イ 裁判所の発行する保護命令決定書の写し、ストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めること
- ウ 上記以外の適切な方法

証明業務②：配偶者暴力被害相談の証明書

配偶者暴力相談支援センターとなることで、医療保険、年金、児童手当等について、被害者への情報提供、証明書の交付など、関係部署と連携して迅速かつ適切に対応し、被害者の自立支援又は被害者に係る情報の保護を図ることができる。

（１）配偶者暴力相談支援センターが発行する「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」を活用する主な支援の内容

ア 医療保険

被害者は、被害を受けている旨の証明書を持って保険者へ申し出ることにより、被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れることができる。（基本方針 第２－７（６））

なお、被害者が緊急的に受診せざるを得ない場合において、被保険者証を現に所持しない場合については、当該証明書の提示を受けることにより、被害者に対し、「健康保険被保険者資格証明書」を交付することができる。

（内閣府の関連通知）

「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」

（平成20年５月９日府共発第199号）

イ 年金

被害者が年金事務所において手続を執ることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われることとなる。また、配偶者からの暴力が原因で避難している被害者が保険料の免除を申請する場合は、加害者の所得は審査の対象としない特例がある。（基本方針 第２－７（７））

（内閣府の関連通知）

「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金保険料の特例免除に関する証明書の発行について」（平成24年７月25日府共発第336号）

ウ 児童手当

配偶者からの暴力が認められる事例に関しては、職権による児童手当等の支給事由消滅の処理を行うとともに、被害者に対して、児童手当の申請の援助・審査等を行うことができる。

エ 母子寡婦福祉資金貸付金の貸付け等

配偶者からの暴力被害者は、配偶者から遺棄されてから経過した期間、遺棄の態様等の状況などにより、母子及び寡婦福祉法６条第１項第３号の「配偶者から遺棄されている女子」に該当する者と認められる場合には、母子寡婦福祉資金の貸付け、

母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭自立支援給付金事業、母子自立支援プログラム策定事業等の対象となり得る。

(内閣府の関連通知)

「母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する旨の証明を求める者が配偶者からの暴力を受けた者である場合に係る証明書の発行について」

(平成19年9月6日府共発第386号)

6 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置準備

(1) 配偶者暴力相談支援センター取りまとめ部局の決定

配偶者暴力相談支援センター業務を円滑に行うためには、その業務を取りまとめる部局が必要となる。市町村においては、配偶者暴力相談支援センター取りまとめ部局を決定し、その部局が中心となって、各種施策を推進することとなる。(平成16年通知)

(2) 配偶者暴力相談支援センターの指定

＜配偶者暴力相談支援センターの指定に関する留意事項＞(平成16年通知)

※詳細は「10 市町村における配偶者暴力相談支援センターの施設」を参照

- ① 市町村が設置する施設に限る。
- ② 市町村が設置した施設であればその運営主体は問わない。
- ③ その施設の職員が公務員か否かは問わない。

(3) 根拠規程の策定

設置の根拠規程(平成25年3月1日現在)

総数	25
基本計画	3
要綱、要領	17
事務分掌で位置づけ	1
規則	2
条例	2

※「配偶者暴力相談支援センター連絡票」より作成

注) 連絡票に記載があった配偶者暴力相談支援センターを集計

(資料編「設置の根拠規程(要綱、要領の例)」参照)

(4) 都道府県、関係機関、内閣府への連絡

配偶者暴力相談支援センターを設置したら、関係機関に連絡するとともに、都道府県を通じて、内閣府及び管轄の地方裁判所へ連絡する必要がある。保護命令の円滑な発令の観点から、あらかじめ地方裁判所に連絡するものである。都道府県から連絡を受けた内閣府では、男女共同参画局ホームページの「配偶者暴力相談支援センター一覧」に掲載して周知するとともに、最高裁判所へ連絡する。

＜内閣府への連絡事項＞

- ① 配偶者暴力相談支援センター取りまとめ部局の情報
「配偶者暴力相談支援センター取りまとめ部局連絡票」
 - ・組織の名称、電話番号、FAX番号、担当官職名
- ② 配偶者暴力相談支援センターの情報
「配偶者暴力相談支援センター連絡票」
 - ・施設名、施設の種類
 - ・所在地、電話番号、FAX番号
 - ・ホームページURL
 - ・地方裁判所との連絡窓口
 - ・設置の根拠規程
 - ・機能
 - ・証する書類の発行の有無
 - ・開館状況、電話・面接相談の開設状況
 - ・専門家によるカウンセリング・法律相談等の状況
 - ・職員配置状況
 - ・閉館時・受付時間外の相談体制
 - ・男性相談、外国語対応

（５）広報

市町村のどの施設において配偶者暴力相談支援センターの役割を果たすこととなっているのかについて、広く情報（連絡先）を行き渡らせるため、市町村にあっては、各種媒体を通じて一般に広報する必要がある。（平成 16 年通知）

ただし、配偶者暴力相談支援センターの所在地情報については、被害者の安全を確保するため、十分な配慮が必要である。

7 配偶者暴力相談支援センターを設置している市町村の現況 (平成25年3月1日現在)

(1) 配偶者暴力相談支援センター数

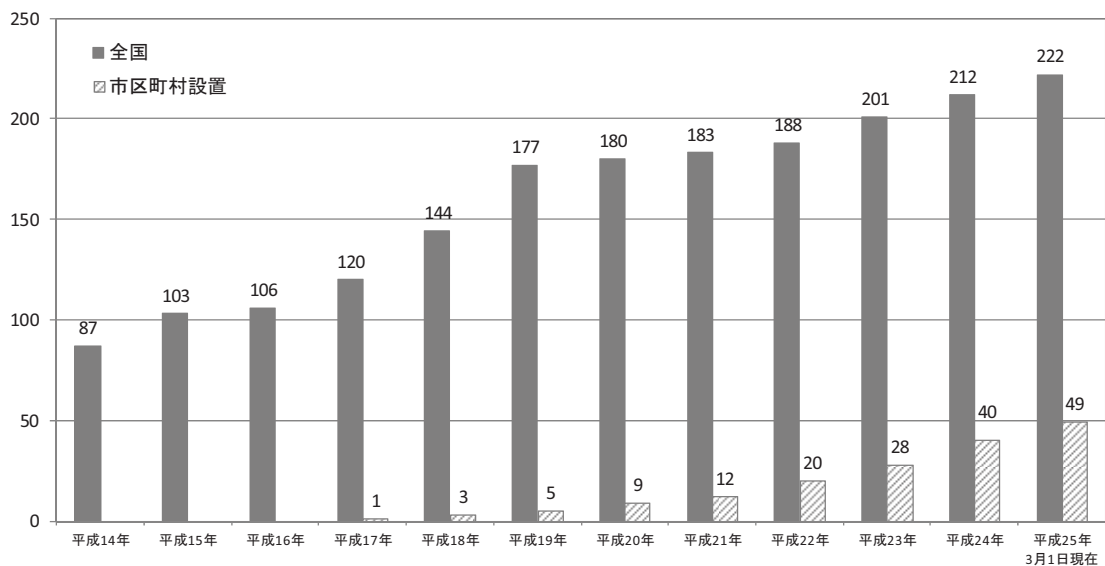
配偶者暴力相談支援センター数(平成25年3月1日現在)

市町村規模	総数
総数	49
政令指定都市	17
中核市	10
人口20万人以上の市	8
人口10万人以上20万人未満の市	6
人口10万人未満の市	6
町村	2

※「配偶者暴力相談支援センター連絡票」より作成

(2) 配偶者暴力相談支援センター数の推移

(か所)



※「平成14年」～「平成24年」は4月1日現在

(3) 配偶者暴力相談支援センターの土日祝・24時間対応の状況

土日祝・24時間対応しているセンター数(複数回答)(平成25年3月1日現在)

市町村規模	総数	土曜日対応	日曜日対応	祝日対応	24時間対応
総数	49	14	10	8	2
政令指定都市	17	7	6	5	2
中核市	10	4	2	2	-
人口20万人以上の市	8	2	1	-	-
人口10万人以上20万人未満の市	6	1	1	1	-
人口10万人未満の市	6	-	-	-	-
町村	2	-	-	-	-

※「配偶者暴力相談支援センター連絡票」より作成

(4) 配偶者暴力相談支援センターの外国語対応の状況

外国語対応(複数回答)(平成25年3月1日現在)

市町村規模	総数	英語					スペイン語				
		外国語対応の相談員を配置している	必要に応じて他部署の外国語対応の専門員等の協力を得ている	必要に応じて民間ボランティアの協力を得ている	外国語対応可能な他の窓口を紹介している	対応していない	外国語対応の相談員を配置している	必要に応じて他部署の外国語対応の専門員等の協力を得ている	必要に応じて民間ボランティアの協力を得ている	外国語対応可能な他の窓口を紹介している	対応していない
総数	49	1	19	9	6	14	1	7	9	8	24
政令指定都市	17	—	7	4	2	4	—	4	4	2	7
中核市	10	—	6	2	—	2	—	2	2	1	5
人口20万人以上の市	8	—	1	2	2	3	—	1	1	3	3
人口10万人以上20万人未満の市	6	—	3	—	2	1	—	—	1	2	3
人口10万人未満の市	6	1	1	1	—	3	1	—	1	—	4
町村	2	—	1	—	—	1	—	—	—	—	2

市町村規模	タイ語					タガログ語				
	外国語対応の相談員を配置している	必要に応じて他部署の外国語対応の専門員等の協力を得ている	必要に応じて民間ボランティアの協力を得ている	外国語対応可能な他の窓口を紹介している	対応していない	外国語対応の相談員を配置している	必要に応じて他部署の外国語対応の専門員等の協力を得ている	必要に応じて民間ボランティアの協力を得ている	外国語対応可能な他の窓口を紹介している	対応していない
総数	—	4	9	9	27	—	3	13	9	24
政令指定都市	—	2	4	3	8	—	1	5	3	8
中核市	—	2	1	1	6	—	1	3	1	5
人口20万人以上の市	—	—	1	3	4	—	—	1	3	4
人口10万人以上20万人未満の市	—	—	1	2	3	—	1	1	2	2
人口10万人未満の市	—	—	2	—	4	—	—	3	—	3
町村	—	—	—	—	2	—	—	—	—	2

市町村規模	中国語					韓国語				
	外国語対応の相談員を配置している	必要に応じて他部署の外国語対応の専門員等の協力を得ている	必要に応じて民間ボランティアの協力を得ている	外国語対応可能な他の窓口を紹介している	対応していない	外国語対応の相談員を配置している	必要に応じて他部署の外国語対応の専門員等の協力を得ている	必要に応じて民間ボランティアの協力を得ている	外国語対応可能な他の窓口を紹介している	対応していない
総数	—	18	9	5	17	—	9	10	8	22
政令指定都市	—	7	4	1	5	—	4	3	2	8
中核市	—	6	2	—	2	—	3	3	1	3
人口20万人以上の市	—	1	1	2	4	—	—	1	3	4
人口10万人以上20万人未満の市	—	3	—	2	1	—	1	1	2	2
人口10万人未満の市	—	1	2	—	3	—	1	2	—	3
町村	—	—	—	—	2	—	—	—	—	2

市町村規模	ロシア語					ポルトガル語				
	外国語対応の相談員を配置している	必要に応じて他部署の外国語対応の専門員等の協力を得ている	必要に応じて民間ボランティアの協力を得ている	外国語対応可能な他の窓口を紹介している	対応していない	外国語対応の相談員を配置している	必要に応じて他部署の外国語対応の専門員等の協力を得ている	必要に応じて民間ボランティアの協力を得ている	外国語対応可能な他の窓口を紹介している	対応していない
総数	—	2	9	6	32	—	8	9	8	24
政令指定都市	—	1	4	1	11	—	3	4	2	8
中核市	—	1	2	1	6	—	3	2	1	4
人口20万人以上の市	—	—	—	2	6	—	1	—	3	4
人口10万人以上20万人未満の市	—	—	1	2	3	—	1	1	2	2
人口10万人未満の市	—	—	2	—	4	—	—	2	—	4
町村	—	—	—	—	2	—	—	—	—	2

市町村規模	カンボジア語					ミャンマー語				
	外国語対応の相談員を配置している	必要に応じて他部署の外国語対応の専門員等の協力を得ている	必要に応じて民間ボランティアの協力を得ている	外国語対応可能な他の窓口を紹介している	対応していない	外国語対応の相談員を配置している	必要に応じて他部署の外国語対応の専門員等の協力を得ている	必要に応じて民間ボランティアの協力を得ている	外国語対応可能な他の窓口を紹介している	対応していない
総数	—	1	6	7	35	—	1	6	7	35
政令指定都市	—	—	2	2	13	—	—	2	2	13
中核市	—	1	2	1	6	—	1	2	1	6
人口20万人以上の市	—	—	—	2	6	—	—	—	2	6
人口10万人以上20万人未満の市	—	—	1	2	3	—	—	1	2	3
人口10万人未満の市	—	—	1	—	5	—	—	1	—	5
町村	—	—	—	—	2	—	—	—	—	2

※「配偶者暴力相談支援センター連絡票」より作成

8 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置の背景

【事例 1】

＜法の改正＞

- (1) 平成 16 年の法の改正により市町村での設置が可能となった。
- (2) 平成 19 年の法の改正により市町村での設置が努力義務となった。

＜市町村の取組＞

- (3) 市長のマニフェストに掲げられた。
- (4) 市町村基本計画に重点施策などとして盛り込まれた。
- (5) 平成 19 年の法の改正を踏まえ、部内の上司とのヒアリングで、担当者から設置の必要性を説明し、上司の賛同を得た。

＜地域の要望＞

- (6) 都道府県の配偶者暴力相談支援センターが遠隔で、NPO 等から要望があった。
- (7) 20 歳以上の市民を対象に「配偶者からの暴力に関する調査」を実施したところ、被害者支援に必要なものとして「身近な相談窓口」が 4 割程度を占めた。また、市議から「身近な相談窓口」が必要ではないかとの意見があった。
- (8) 市民オンブズマンから要望があった。

＜都道府県の働き掛け＞

- (9) 市の取組として施策を講じたところ、相談件数が増加し、県全体の 6～7 割を占めており、平成 19 年法改正後、相談窓口や民間団体のほか、県から、配偶者暴力相談支援センターを設置し、証明書の発行を行うことについて働き掛けがあった。

＜相談対応状況＞

- (10) 女性相談事業で、配偶者からの暴力に関する相談が増加した。
- (11) 平成 19 年の法の改正により市町村での設置が努力義務となったところ、相談件数が年々増加し、県全体の 6 割以上を占めた。
- (12) 相談件数の増加や、相談内容の多様化、複雑化のため、より専門的な相談体制の整備が必要となった。
- (13) 女性相談事業で相談を受けても、都道府県の配偶者暴力相談支援センターに支援を依頼し、再度の事情聴取を受けるなど被害者の負担が生じていた。
- (14) 相談・支援に対応する部署が不明確で、苦慮していた。
- (15) 支所に婦人相談員、本庁舎に総括の相談員を配置していたが、相談スキルに差があり、また、他の業務と重複するため、総括が支所に出向いて相談・保護に当たらなければならなかった。そこで、相談スキルのある職員が集まり、相談から自立まで一貫したサービスが適当と考えた。

【事例 2】 ※ 内閣府「共同参画」平成 23 年 11 月号より抜粋

※ http://www.gender.go.jp/main_contents/category/kyodo/201111/201111.html

(1) 草加市

草加市では、平成 23 年 7 月 1 日に草加市支援センターを設置しました。設置した背景と、その機能の必要性を感じた理由は 3 つあります。1 つ目は相談件数が増加していることです。草加市人権共生課で受けた配偶者暴力相談件数が、平成 18 年度の 42 件から平成 22 年度には 150 件と、5 年間で約 3 倍になっています。2 つ目は、相談内容が多様化、複雑化していることです。緊急性が高いことが多く、暴力団が絡んでいたり、加害者のもとに何度も戻ってしまったりなど、事案が多様化・深刻化しています。3 つ目として、市の現状の相談対応に限界を感じたことです。相談件数の増加や内容の複雑化で市職員だけでは対応が難しくなり、より専門的な相談体制の整備が必要となっていました。このような現状を踏まえ、平成 23 年 3 月に策定した「草加市男女共同参画プラン 2011」の中に「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を位置づけ、その計画の主要な取組のひとつとして草加市支援センターの設置を掲げました。

(2) 横浜市

横浜市では、平成 20 年度に「配偶者等からの暴力（DV）に関するアンケート調査及び被害者実態調査（面接調査）」や関係団体に対するヒアリング等を行い、現状の分析や課題の抽出を行ってきました。また、平成 21 年度に「横浜市DV施策検討会議」を、平成 22 年度には「横浜市DV施策推進会議」を設置し、外部の有識者も含めて、市町村基本計画策定をはじめとする施策の体系、方向性について検討してきました。それらの検討の中で、平成 23 年 1 月に「横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画」を策定するとともに、市民に最も身近な行政機関である市において、支援センター業務を行うことで、配偶者暴力等に関する相談に幅広く対応することができる考え、横浜市DV相談支援センターを設置することとしました。

(3) 吹田市

大阪府吹田市では平成 14 年に「吹田市男女共同参画推進条例」を制定し、具体的な行動計画である「第 2 次すいた男女共同参画プラン」（平成 20～24 年度）のもと、被害者支援や予防啓発等、女性に対するあらゆる暴力の根絶に取り組んできました。吹田市において配偶者暴力相談支援センター機能を含むDV防止対策事業を実施するに至った経過としては、平成 21 年度に実施しました「男女共同参画に関する市民意識調査」で、(1) DV被害を受けたことのある女性の割合は 12.4 パーセントと、10 人に 1 人以上が被害を受けていること、(2) 被害を受けた時に「公的機関に相談した」のは 6.9 パーセントであるのに比べ、DV被害を減らすために必要なこととして「相談できるところを増やす」と回答している割合は 62.4 パーセントであったこ

と、(3) 男女共同参画センターで実施しているDV相談の予約がなかなか取れない状況が恒常化していること等、潜在するニーズに対応するために新たな対策を構築する必要がありました。平成23年4月1日、大阪府内の市町村では初めての支援センターを開設し、総合的な配偶者暴力防止対策の取り組みを開始しました。

(4) 宝塚市

宝塚市では、平成18年に策定した「宝塚市男女共同参画プラン」において、「潜在的しやすい配偶者等への暴力の排除」を重点事業として、相談体制の整備や支援体制の充実を行うとともに配偶者暴力防止のための啓発として、男女共同参画センターにおいて配偶者暴力防止に関するセミナーや情報誌で特集記事を掲載する等の啓発事業に取り組んできました。また、配偶者暴力対策について、関係各課が相互の連携を図り、その防止及び被害者への適切な支援等の取組を推進するため、平成20年5月には庁内関係課長等で構成する「DV対策連絡会」を設置し、関係課間でさらなる連携を図るとともに、どの窓口でも被害者の視点・立場に立った同質の対応ができるよう、被害者対応上の留意事項や関係課の職務と役割を明記した「DV対策マニュアル」を作成し関係課に周知を行いました。また、「DVに関する電話交換担当者マニュアル」も作成し、相談体制を整えました。本市におけるDVに関する相談は平成21年度の相談件数が平成17年度の約3.3倍になる等、増加傾向にありました。このような背景を踏まえて、平成22年7月、「配偶者等からの暴力対策基本計画」の策定に向けて、宝塚市配偶者等からの暴力対策基本計画策定委員会を設置するとともに、庁内検討会を設置し、同委員会、同検討会での審議・検討、及びパブリック・コメントでの意見を踏まえ、平成23年3月に「宝塚市DV対策基本計画」を策定しました。同計画は、被害者の視点に立った対策の実施等を図るとともに、市民一人ひとりが、「DVは身近にある重大な人権侵害であること」をよく理解し、これを許さない社会の実現に向けて、総合的、体系的に取り組むため、具体的な施策を掲げています。この計画を踏まえ、具体的な取組として、平成23年7月に、「たからづかDV相談室（宝塚市配偶者暴力相談支援センター）」を開設いたしました。

(5) 長崎市

長崎市男女共同参画推進センターは、平成4年10月に「女性センター」として開設し、「アマランス」の愛称で市民の皆様に親しまれています。開設とともに相談窓口を設け、平成22年度は、年間約1,500件の様々な相談を受けています。長崎市では、法の改正を受け、平成21年5月に「長崎市DVの防止及び被害者の支援に関する基本計画」を策定しました。同計画に基づき、同年12月に、庁内の関係部局による「長崎市DV被害者支援連絡会議」を設置し、平成22年4月には「長崎市ドメスティック・バイオレンス等の被害者にかかる住居情報を保護する措置の実施に関する要綱」を施行し、住民基本台帳における支援措置の実施にあたって、情報の遺漏を防ぎ、関係課で情報を共有し、連携を図ることとしました。また、平成21年5月に新

たに策定した「第2次長崎市男女共同参画計画」の中でも、今後の施策の中で、「男女間における暴力の根絶」にかかる事業を積極的に推進していくべきこととしています。アマランスの相談窓口に寄せられた配偶者からの暴力に関する相談件数は、増加の傾向にあり、平成18年度の94件から平成21年度の141件に50%増加しました。また、同じ長崎市内にある県のセンターに寄せられた相談件数も、本市にかかるものが、近年急増しているとのことでした。このため、本市としては、被害者が相談しやすい体制を住民に最も身近な機関として整える必要があると考えました。配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」）は、法において規定されている6つの機能をすべて果たさなければならないものではなく、アマランスが行っている相談業務だけでも、その位置づけを行うことは可能でした。そこで、新たに、支援センターとして、より積極的に被害者の自立支援に向けた取組を図ることとしました。このとき、国の「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用し、基金を設置することにより、平成24年度末までの活用が可能であったことも大きな後押しとなりました。

9 市町村基本計画と配偶者暴力相談支援センターとの関係

平成 25 年 1 月現在で、395 の市町村が基本計画を定めており、このうち市が 266、区が 18、町が 100、村が 11 である。（市町村基本計画については 4 参照。）

平成 25 年 3 月 1 日現在、配偶者暴力相談支援センターを設置している 49 の市町村のうち、44 の市町村で市町村基本計画を定めている。

また、市町村基本計画を定めていない 5 の市町村のうち、今後、策定の予定があるとしている市町村は 4、検討中が 1 である。未策定の理由として、配偶者暴力相談支援センターの設置が急務であったため、市町村基本計画の策定よりも先行させたことを挙げている。

なお、配偶者暴力相談支援センターそのものの速やかな設置が困難な場合であっても、市町村基本計画の策定を先行して行い、身近な行政主体として求められる基本的な役割を中心に、市町村基本計画に基づく施策の推進を図ることが望ましい。（基本方針第 1－3エ（ウ））

参考 基本方針 第 1－3エ

（ウ）市町村基本計画と配偶者暴力相談支援センターとの関係

支援センターそのものの速やかな設置が困難な場合であっても、市町村基本計画の策定を先行して行い、（ア）の身近な行政主体として求められる基本的な役割を中心に、市町村基本計画に基づく施策の推進を図ることが望ましい。

また、その市町村基本計画の内容に応じて、法第 3 条第 3 項各号に掲げられた支援センターの業務に相当する機能を果たす部局や機関を決め、施策の実施に取り組むことが望ましい。

ア 配偶者暴力相談支援センターの設置について定める市町村基本計画の例

配偶者暴力相談支援センターについては、平成 19 年の法の改正や、相談件数の増加、支援の充実を契機として設置すると、各市町村の基本計画に盛り込まれている。

(ア) 平成 19 年の法の改正を契機としている市町村基本計画の例

(1) 川越市DV防止及び被害者支援に関する計画（平成 22 年 3 月）（抄）

基本目標Ⅱ 相談できる体制づくり

【現状と課題】なお、平成 19 年「DV防止法」の改正により、市町村において「配偶者暴力相談支援センター」の設置が努力義務とされたことから、「配偶者暴力相談支援センター」設置の検討が必要です。

【具体的取組】4 配偶者暴力相談支援センターの設置 DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターの設置を検討します。

(2) 富士市DV対策基本計画（平成 24 年度～平成 28 年度）（抄）

基本目標Ⅱ いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり

重点施策 1 相談体制と機能の充実

現状と課題 平成 19 年に改正されたDV防止法の第 3 条には『市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする』と規定されていることから、配偶者暴力相談支援センターの設置についても進めていく必要があります。

具体的な取り組み ●配偶者暴力相談支援センターの設置

配偶者からの暴力を受けた被害者の相談・保護・自立のための支援などを総合的に進めるため、配偶者暴力相談支援センターを設置します。また、DV相談専用ダイヤルを設けます。

(3) 宝塚市DV対策基本計画（平成 23 年 3 月）（抄）

基本目標Ⅰ DV被害者の視点に立った相談体制の充実及び早期発見・通報

施策の方向Ⅰ－1 配偶者暴力相談支援センター機能の整備

現状と課題 平成 19 年（2007 年）7 月のDV改正法の改正で、市町村における配偶者暴力相談支援センター機能の整備が努力義務とされました。被害者にとって、身近な相談窓口である市に、DVの防止と被害者保護を目的とする配偶者暴力相談支援センター機能を整備し、関係機関とも連携しながら、体制の充実に取り組む必要があります。

具体的施策 施策Ⅰ－1－1 配偶者暴力相談支援センター機能の整備

① 相談から自立まで被害者支援の中心的役割を果たす機関としての配偶者暴力相談支援センター機能の整備を行います。

(イ) 相談件数の増加を契機としている市町村基本計画の例

(1) 京都市DV対策基本計画（きょうと男女共同参画推進プラン（平成 23 年 3 月））（抄）

現状と課題 京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」におけるDVに関する相談件数は平成 16（2004）年度の 376 件から平成 21（2009）年度の 488 件と増加傾向にあり、男性の被害も全体に占める割合はわずかですが年々増えていることから、被害者の相談や支援体制を今まで以上に整え

ることが求められています。そのためには、既存の京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」における「女性への暴力専門相談」や「男性のための相談」を今後も引き続き身近な相談先として周知を図るとともに、京都市として、新たに配偶者からの暴力への対応を専門とする施設を設置することで、相談だけでなく、被害者の自立まで切れ目のない支援を行っていく必要があります。

推進施策（ア） 「京都市DV相談支援センター」の設置

DV対策を強化していくため、京都市のDV対策の中核的施設として「京都市DV相談支援センター」を設置し、初期の相談から長期にわたる自立支援まで、切れ目のない被害者支援に重点的に取り組みます。

（ウ）支援の充実を契機としている市町村基本計画の例

（１）金沢市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（平成22年4月）（抄）

基本目標1 DVの早期発見及び相談支援体制の充実

【現状の課題】現在、本市では女性相談室を設置し、DVに関する相談を含めた女性からの悩み事の相談を受けていますが、配偶者暴力相談支援センターの設置などさらなる相談支援体制の充実が求められています。

重点施策3 配偶者暴力相談支援センターの設置

【取組内容】（６）配偶者暴力相談支援センターの開設・運営

（２）西宮市DV対策基本計画（西宮市男女共同参画プラン（平成24年3月））（抄）

I 相談機能の充実 DV被害者がその困難な状況から脱するには、まず何よりも相談窓口につながる事が大切です。また、相談窓口はDV被害者にとって分かりやすく相談しやすいことが必要です。

<重点施策>

施策の方向 相談体制の整備

具体的な施策 ②「配偶者暴力相談支援センター」の開設

III 自立支援 DV被害者が加害者から逃れ、生活の再建及び新たな生活を始めるためには、さまざまな課題に取り組まなければなりません。そのため行政は、さまざまな施策を活用してDV被害者支援を行っていく必要があります。

<重点施策>

施策の方向 DV相談窓口、手続のワンストップ化

具体的な施策 ①「配偶者暴力相談支援センター」の開設

（３）伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画（平成21年6月）（抄）

基本目標I 発見・通報・相談体制の充実

重点目標1 相談体制の整備と充実・周知

現状と課題 被害者の支援には、幅広く多様な支援が必要ですが、今後は、被害者支援の中心的役割を果たすセンター機能を、被害者にとって最も身近な自治体である市に整備することが求められます。センターでは、必要な情報を提供すると同時に、関係機関等への連絡調整を行うなど、被害者の問題解決を援助します。そのためには、被害者の相談に応じ、支援を担う女性相談員等の配置と充実が望まれます。

＜今後の取り組み＞ 【施策１】配偶者暴力相談支援センター機能の整備

被害者支援の中心的役割を果たす機関としての配偶者暴力相談支援センター機能の整備を行います。被害者が抱える問題は、多様で複雑、深刻なものがありますが、関係機関と連絡調整を図り、相談から自立までの総合的・統括支援を行うことができる体制づくりに取り組みます。

(４) 加古川市配偶者からの暴力対策基本計画（平成 23 年 3 月）（抄）

基本目標 2 相談体制の充実

【現状と課題】内閣府による調査では、男女間における暴力を防止するために必要なこととして、「被害者が早期に相談できる相談窓口を増やす」の割合が最も高くなっています。全国的に暴力相談等の相談件数が増加していることから、被害者が安心して相談できる体制の充実が急務となっています。

【施策の方向】（１）安心して相談できる体制づくり

【具体的事業一覧】 ①配偶者暴力相談支援センター機能の整備

「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、被害者の第一義的窓口を担うとともに、被害者の自立に至るまでの総合的な体制づくりをめざします。

イ 事例

- (１) 市町村基本計画において、配偶者暴力相談支援センターの設置を重点施策の一つとして位置づけ、配偶者暴力相談支援センターを設置した。
- (２) 平成 19 年の法の改正を受け、市町村基本計画を策定し、同計画に基づき、センター機能の充実について検討し、配偶者暴力相談支援センターを設置することとした。
- (３) 市町村基本計画において、関係機関や外部団体を含めた評価機関の設置を義務づけ、着実な進行管理を行うことができた。
- (４) 市町村基本計画の策定については、子育て支援課、社会福祉課、市民課など支援に関係する庁内各課等の職員を検討メンバーとし、現状や問題点を抽出し、役割分担を確認した。

ウ データ

基本計画策定状況と基本計画の記載状況（平成25年3月1日現在）

市町村規模	総 数	基本計画を 策定している	うち基本計画に支援セ ンターの設置、機能の 充実の記載あり
総数	49	44	40
政令指定都市	17	16	15
中核市	10	9	8
人口20万人以上の市	8	7	7
人口10万人以上20万人未満の市	6	6	5
人口10万人未満の市	6	5	5
町村	2	1	—

※「配偶者暴力相談支援センター連絡票」「市町村基本計画」より作成

基本計画策定期と配偶者暴力相談支援センター設置時期の関係（平成25年3月1日現在）

市町村規模	総 数	センター設置 が先	基本計画策 定が先	センター設置 と基本計画策 定が同時	基本計画策 定なし
総数	49	13	29	2	5
政令指定都市	17	9	7	—	1
中核市	10	1	7	1	1
人口20万人以上の市	8	—	7	—	1
人口10万人以上20万人未満の市	6	2	3	1	—
人口10万人未満の市	6	1	4	—	1
町村	2	—	1	—	1

※「配偶者暴力相談支援センター連絡票」「市町村基本計画」より作成

10 市町村における配偶者暴力相談支援センターの施設

配偶者暴力相談支援センターは、施設の名称ではなく、機能の名称である。したがって、法律上は、配偶者暴力相談支援センターという名称の施設は存在せず、あくまで配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設が存在することとなる。

法第3条第2項中「当該市町村が設置する適切な施設」とは、市町村が設置する施設で、法第3条第3項各号に掲げられている業務を適切に行うことができる施設である。

運営については、市町村が設置した施設であれば運営主体は問わず（財団運営でも構わない）、その施設の職員が公務員か否かも問わない。（平成14年、平成16年通知）

市町村が配偶者暴力相談支援センターとしての業務を実施する施設としては、その市町村によるが、例えば、市町村の福祉事務所や、男女共同参画社会の形成の促進を目的とする事業を行うために市町村が設置している女性センター等が考えられている。（Q&A）

施設の種別別配偶者暴力相談支援センター数（複数回答）（平成25年3月1日現在）

市町村規模	総数	女性センター （参画センター）	福祉事務所・ 保健所	その他（支所等）
総数	49	14	9	31
政令指定都市	17	6	2	14
中核市	10	3	2	5
人口20万人以上の市	8	2	2	4
人口10万人以上20万人未満の市	6	3	1	2
人口10万人未満の市	6	－	2	4
町村	2	－	－	2

※「配偶者暴力相談支援センター連絡票」より作成

<名称>

配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設に、「配偶者暴力相談支援センター」という名称を付けるか否か、どのような名称にするかは各市町村の判断である（平成14年通知の準用）。

例えば、「〇〇女性センター」の施設名で相談業務を実施することができる。

<形態>

配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設（A施設）の職員が、他の施設（B施設）の一部を使用して同センターの業務を行う場合は、B施設が配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすのではなく、A施設がB施設という場所において支援センターの機能を果たすものと解釈する。（平成14年通知）

【事例】

（１）形態

福祉保健センター、男女共同参画センターという既存の組織を活用し、それぞれのDV被害者に対する支援機能を強化するとともに、こども青少年局にDV施策を統括・調整する組織を設置し、これら三つをまとめて一つの配偶者暴力相談支援センターと位置づけた。

月１回、連絡会を開催するなど情報共有しており、男女共同参画部局と福祉部局の間で一緒にやりやすくなり、支援のメニューが増えた。

（２）施設・場所

- ア 加害者からの追跡等を想定し、男性職員の多い棟で、避難経路のある場所に設置。
- イ 市民の来所が多い棟ではなく、子ども課、福祉課と連携のとりやすい場所に設置。
- ウ 人目がある開かれたところで、課長や男性職員が在所している場所に設置。
- エ 被害者支援に必要な庁内連携を図りやすく、また安全性を確保するため、本庁内に設置。

（３）業務委託

- ア 被害者支援の実績のある団体に業務を委託し、そのノウハウを活かし、被害者に寄り添いながら継続的な支援を行える体制を整備した。
- イ DV被害母子支援の実績がある「母子生活支援施設」に業務委託し、被害者支援のノウハウを活用している。この施設の運営主体は、民間シェルターも運営しているため、緊急時の安全確保における連携も円滑である。
- ウ 庁舎内に相談、情報提供、助言、関係機関との連絡調整に関する機能を設け、指定管理者に業務を委託。

（４）設置の際の工夫点

- ア 市役所庁舎内に配偶者暴力相談支援センターを設置する。
- イ 被害者保護のため、住所を非公開とする。
- ウ 市施設の指定管理者である団体が配偶者暴力相談支援センターの運営を業務の一部として行うこととし、その場所や運営主体を非公開とする。
- エ 電話相談は、市役所の所在地とは別の回線の電話番号とした。
- オ 職員数が少なく、また、場所を公開しているため、警備員との連携を図る。
- カ 加害者の訪問を想定した危機管理体制を整備しておく。
- キ 緊急時の対応に備え、相談受付時間外の「緊急ホットライン」を設置する。
- ク 監視カメラの設置を行うとともに、警備員の巡回を強化する。
- ケ 電話回線を増設する。
- コ 相談員を確保する。

- サ 相談ルームを確保する。
- シ 民間支援団体と意見交換会「配偶者暴力相談支援センターの在り方に関する懇談会」を開催する。
- ス 先進的な都道府県や市町村に職員を派遣し、業務について研修を受ける。
- セ 庁内各課との連携を図るため、設置の周知を徹底する。
- ソ 関係部署・機関、民間支援団体への説明会を開催し、配偶者暴力相談支援センターの業務の説明と連携への依頼を行う。
- タ 関係機関に対し、設置の周知及び連携強化を依頼する文書を送付する。
- チ 庁内外の関係部署・機関と連携強化を図るため仕組みづくりや会議設置を行う。
- ツ 男女共同参画センターのカウンター、女性トイレ等に、相談室の電話番号などのお知らせカードを設置する。

11 市町村における配偶者暴力相談支援センターの機能

被害者が避難して新しい生活を始めるに当たっては、緊急時における安全の確保のほか、就職の相談、公営住宅への入居、同伴している子どもの保育所への入所等様々な自立のための準備が必要となる。そのため、配偶者暴力相談支援センターの業務として、情報提供や助言、関係機関への連絡調整が位置づけられている。

また、法第3条第3項に規定されている業務の一部でも行うことが可能であれば、各市町村の判断により、その施設を配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設として差し支えない。（平成14年通知の準用）

＜配偶者暴力相談支援センターが果たす機能について（法第3条第3項）＞

- ① 相談又は相談機関の紹介
- ② カウンセリング
- ③ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護（注：一時保護は、婦人相談所又はその委託先が実施）
- ④ 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

配偶者暴力相談支援センターが有している機能別センター数（複数回答）（平成25年3月1日現在）

市町村規模	総数	相談または 相談機関の 紹介	カウンセ リング	被害者及び同 伴者の緊急時 における安全 の確保及び 一時保護	被害者の自立 生活促進のた めの情報提供 その他の援助	保護命令制度の 利用についての 情報提供その他 の援助	被害者を居住 させ保護する 施設の利用に ついての情報 提供その他の 援助
総数	49	49	24	26	48	48	47
政令指定都市	17	17	11	8	17	17	17
中核市	10	10	7	4	10	10	9
人口20万人以上の市	8	8	3	7	8	8	8
人口10万人以上20万人未満の市	6	6	1	4	6	6	6
人口10万人未満の市	6	6	2	3	6	6	6
町村	2	2	－	－	1	1	1

※「配偶者暴力相談支援センター連絡票」より作成

12 市町村における配偶者暴力相談支援センターの職員

配偶者暴力相談支援センターの職員については、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設の職員であればよい。非常勤の嘱託員であっても構わないし、公設民営の施設であれば公務員でなくとも構わない。

なお、相談やカウンセリングを行う職員に、特別な資格は必要ないが、十分な研修を受けた者であることが望ましい。(平成 14 年通知)

(1) 職員の配置状況

【事例】

ア 相談員に資格要件を設けていない例

- (ア) 婦人相談員経験者
- (イ) 婦人相談員、福祉職経験者
- (ウ) 婦人相談員、臨床心理士、福祉職経験者
- (エ) 婦人相談員と母子自立支援員
- (オ) 福祉職経験者、精神保健福祉士
- (カ) 福祉職経験者、心理学専攻課程修了者、教員免許・社会教育主事資格取得者
- (キ) 福祉職経験者、社会福祉士、社会福祉主事
- (ク) フェミニストカウンセラー
- (ケ) 男女共同参画課事務職員

イ 相談員に資格要件を設けている例

- (ア) 臨床心理士・カウンセラーなどの資格を持つ人、又は女性相談の経験がある人
- (イ) 相談に関する経験がある又は心理、福祉、医療、教職などに関する免許・資格を持つ人で、これらに関する業務に2年以上従事したことがある
- (ウ) A 臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保健師の資格
B 大学で児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、社会学若しくは公衆衛生看護学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人
C A又はBに準ずる知識を有し、福祉・保健・医療に関する相談援助業務等に2年以上従事した経験を有する人

ウ その他

- (ア) 家庭児童相談員を配置し、母子を同時に支援する体制を確立した。

【データ】

配偶者暴力相談支援センターの相談員の状況(複数回答)(平成25年3月1日現在)

市町村規模	総 数	常勤職員	非常勤職員	民間委託
総数	49	15	32	7
政令指定都市	17	2	10	6
中核市	10	3	9	－
人口20万人以上の市	8	3	4	1
人口10万人以上20万人未満の市	6	2	5	－
人口10万人未満の市	6	3	4	－
町村	2	2	－	－

※「配偶者暴力相談支援センター連絡票」より作成

専門家によるカウンセリング業務を実施している配偶者暴力相談支援センター数(複数回答)(平成25年3月1日現在)

市町村規模	総 数	精神科医	臨床心理士	その他の 専門家(※)
総数	49	2	10	10
政令指定都市	17	2	7	2
中核市	10	－	2	3
人口20万人以上の市	8	－	1	3
人口10万人以上20万人未満の市	6	－	－	1
人口10万人未満の市	6	－	－	1
町村	2	－	－	－

※「配偶者暴力相談支援センター連絡票」より作成

※フェミニストカウンセラー

心理カウンセラー

精神保健福祉士、社会福祉士

産業カウンセラー

専門家による法律相談を実施している配偶者暴力相談支援センター数(複数回答)(平成25年3月1日現在)

市町村規模	総 数	弁護士	その他の 専門家
総数	49	19	－
政令指定都市	17	9	－
中核市	10	5	－
人口20万人以上の市	8	3	－
人口10万人以上20万人未満の市	6	2	－
人口10万人未満の市	6	－	－
町村	2	－	－

※「配偶者暴力相談支援センター連絡票」より作成

(2) 職員への研修の実施状況

【事例】

ア 都道府県による市町村への支援

- (ア) 市町村の相談員等を対象とする研修、事例検討会
- (イ) 市町村が行う連携会議、研修会等への講師派遣
- (ウ) 市町村への相談員派遣

イ 市町村による取組

- (ア) 毎日のケース検討会議
- (イ) スーパービジョン（弁護士、臨床心理士）

【データ】

相談担当者に対する相談の質の向上のための取組（複数回答）

市町村規模	総 数	相談のための マニュアルを 策定している	相談担当者を 対象とした研 修を実施して いる	専門家による ケース検討会 やスーパービ ジョンを実施し ている	精神科医によ る定期健診な ど相談担当者 の心理的ケア を行っている	相談担当者を 他の団体等が 実施している 研修、ケース 検討会やスー パービジョン に派遣してい る	その他
総数	20	3	4	5	—	8	1
政令指定都市	8	—	2	2	—	2	1
中核市	6	2	1	1	—	3	—
人口20万人以上の市	—	—	—	—	—	—	—
人口10万人以上20万人未満の市	2	—	—	—	—	1	—
人口10万人未満の市	4	1	1	2	—	2	—
町村	—	—	—	—	—	—	—

※「地域における配偶者間暴力対策の現状と課題に関するアンケート調査」より作成

相談担当者に対する二次被害防止のための取組（複数回答）

市町村規模	総 数	相談担当者 に対して研修を 実施している	庁内の関係部 署の職員を対 象にした研修 を実施してい る	関係機関や 関係団体の担 当者を対象に した研修を実 施している	相談担当者を 他の団体等が 実施している 研修に派遣し ている	その他
総数	20	3	2	3	7	2
政令指定都市	8	2	—	—	1	1
中核市	6	—	—	—	3	1
人口20万人以上の市	—	—	—	—	—	—
人口10万人以上20万人未満の市	2	—	1	1	—	—
人口10万人未満の市	4	1	1	2	3	—
町村	—	—	—	—	—	—

※「地域における配偶者間暴力対策の現状と課題に関するアンケート調査」より作成

13 市町村における配偶者暴力相談支援センターの連携状況

法には、被害者の保護を行うに当たり、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関が連携協力する旨規定されている。

被害者の保護が適切に行われるためには、一つの機関のみの対応では不十分であることから、このように規定されており、この趣旨を踏まえ、行政機関のみならず、裁判所、弁護士会、医療機関、民間団体等と緊密に連携協力を図ることが必要である。連携協力については、政策決定者レベルのものと実務者レベルのものが必要となる。関係機関の連絡会議等を実施するのみならず、具体的なケースに基づき被害者の支援を行う中で協力体制を構築し、相互の機関の対応力を高めるよう努めることが必要である。(平成14年通知)

(1) 近隣市町村との連携

ア 近隣の市町村とパートナーシップ支援に関する協定を締結している例

被害者が、地元の市町村では知人に会うなど相談しづらい、又は避難のため遠隔地に逃げるなどの状況に置かれていることに配慮し、近隣の市町村間で、被害者の保護及び相談支援業務の連携について協定を締結している。

	配偶者暴力相談支援センター を設置する市町村	近隣の市町村
相談	窓口	—
カウンセリング	委託実施	委託料の一部負担
緊急一時保護	民間シェルターに委託実施	自市町村民の保護について補助
自立支援	双方で協力	双方で協力

イ 町村外に転居する場合の転居先市町村との連携の例

- (ア) 被害者の状況に応じて、生活保護制度を活用し、市外への転宅費用を支援
- (イ) 転出先の配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所等の担当部署との連絡調整
- (ウ) 住民基本台帳の閲覧制限、世帯分離等に関する市民課への連絡調整
- (エ) 医療保険の被扶養者異動届に関する保険者への連絡調整
- (オ) 児童手当、母子に関する制度に関する担当部署との連絡調整
- (カ) 都道府県及び転出先の都道府県の警察への連絡調整

（２）民間団体との連携

シェルターで保護する場合に、入所中の生活支援等の一部を民間団体に委託している例

市町村の役割	民間団体の役割
被害者の入所判定 入所者の自立に向けた相談（総合的なコーディネート） 入所者の自立支援に係る同行（警察、裁判所、自立先の自治体等の公的機関）	入所者の生活支援（安否確認、食材・日用品の調達等） 入所者の精神的ケア（相談・雑談、外出等） 入所者の自立支援に係る同行（求職、住居確保の関係先） シェルターの軽微な維持管理（清掃、備品・日用品など補充）

参考 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抄）

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

参考 基本方針 第２－７ 被害者の自立の支援

（１）関係機関等との連絡調整等

被害者が自立して生活しようとする際、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えており、その課題解決にかかわる関係機関等は多岐にわたる。それらの機関が、認識を共有しながら連携を図って被害者の自立を支援する必要があることから、関係機関等との連絡調整は極めて重要である。

関係機関等との連絡調整については、日ごろから支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。

また、個々の事案について、被害者からの相談内容に基づき、自立支援のために必要な措置が適切に講じられるよう、支援センターが、関係機関等と積極的に連絡調整を行うことが望ましい。

なお、支援センターを設置していない市町村においても、関係機関等との連絡調整を行い、被害者に対し、自立に向けた継続的な支援を行う窓口を設置し、これらの役割を果たすことが望ましい。

【データ】

庁内の連携状況

市町村規模	総 数	定期的に庁内の関係部署の意見交換・情報共有の場を設けている	必要に応じて庁内の関係部署の意見交換・情報共有の場を設けている	特に行っていない
総数	20	11	9	－
政令指定都市	8	4	4	－
中核市	6	4	2	－
人口20万人以上の市	－	－	－	－
人口10万人以上20万人未満の市	2	1	1	－
人口10万人未満の市	4	2	2	－
町村	－	－	－	－

※「地域における配偶者間暴力対策の現状と課題に関するアンケート調査」より作成

庁内の連携している部門（複数回答）

市町村規模	総 数	男女共同参画	住民基本台帳	生活保護	年金・健康保険	児童	住宅	労働	その他
総数	20	10	9	9	8	10	7	4	10
政令指定都市	8	4	2	2	2	3	2	2	4
中核市	6	4	4	4	3	4	3	－	4
人口20万人以上の市	－	－	－	－	－	－	－	－	－
人口10万人以上20万人未満の市	2	1	1	1	1	1	1	2	1
人口10万人未満の市	4	1	2	2	2	2	1	－	1
町村	－	－	－	－	－	－	－	－	－

※「地域における配偶者間暴力対策の現状と課題に関するアンケート調査」より作成

官官・官民の連携状況

市町村規模	総 数	関係機関・団体による協議会等を設置し、定期的に意見交換・情報共有を行っている	必要に応じて関係機関・団体による意見交換・情報共有の場を設けている	特に行っていない
総数	20	14	5	1
政令指定都市	8	6	2	－
中核市	6	4	1	1
人口20万人以上の市	－	－	－	－
人口10万人以上20万人未満の市	2	2	－	－
人口10万人未満の市	4	2	2	－
町村	－	－	－	－

※「地域における配偶者間暴力対策の現状と課題に関するアンケート調査」より作成

官官・官民の連携している機関(複数回答)

市町村規模	国の機関							
	総数	公共職業安定所・労働局	公共職業能力開発施設	検察庁	法務局・地方法務局	入国管理局	日本司法支援センター(法テラス)	その他の国の機関
総数	20	3	—	2	11	1	3	—
政令指定都市	8	—	—	2	5	1	3	—
中核市	6	—	—	—	3	—	—	—
人口20万人以上の市	—	—	—	—	—	—	—	—
人口10万人以上20万人未満の市	2	2	—	—	1	—	—	—
人口10万人未満の市	4	1	—	—	2	—	—	—
町村	—	—	—	—	—	—	—	—

市町村規模	都道府県の機関									
	男女共同参画部局・男女センター	福祉部局	公営住宅担当部局	配偶者暴力相談支援センター	児童相談所	福祉事務所	保健所	教育委員会、学校	都道府県警察	その他都道府県の機関
総数	6	1	—	10	3	1	2	1	13	1
政令指定都市	3	—	—	5	—	—	—	—	6	1
中核市	3	1	—	3	2	1	—	—	3	—
人口20万人以上の市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
人口10万人以上20万人未満の市	—	—	—	2	1	—	1	—	2	—
人口10万人未満の市	—	—	—	—	—	—	1	1	2	—
町村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

市町村規模	市区町村の機関						
	男女共同参画部局・男女センター	福祉部局	公営住宅担当部局	配偶者暴力相談支援センター	福祉事務所	保健所	その他市区町村の機関
総数	12	10	4	12	10	3	7
政令指定都市	6	4	2	6	5	—	3
中核市	4	4	1	4	3	3	2
人口20万人以上の市	—	—	—	—	—	—	—
人口10万人以上20万人未満の市	1	1	—	1	1	—	1
人口10万人未満の市	1	1	1	1	1	—	1
町村	—	—	—	—	—	—	—

市町村規模	民間団体									
	民間シェルター等を運営する民間支援団体	人権擁護委員協議会	弁護士会	司法書士会	調停協会連合会	医師会・看護協会等の医療関係団体	民生委員・児童委員協議会等	母子生活支援施設	婦人保護施設	その他民間団体
総数	13	10	9	—	—	8	9	6	1	6
政令指定都市	6	4	6	—	—	4	3	4	—	4
中核市	3	3	3	—	—	3	3	2	1	1
人口20万人以上の市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
人口10万人以上20万人未満の市	2	2	—	—	—	—	1	—	—	—
人口10万人未満の市	2	1	—	—	—	1	2	—	—	1
町村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

市町村規模	裁判所		その他	無回答
	地方裁判所	家庭裁判所		
総数	4	2	—	—
政令指定都市	2	1	—	—
中核市	2	1	—	—
人口20万人以上の市	—	—	—	—
人口10万人以上20万人未満の市	—	—	—	—
人口10万人未満の市	—	—	—	—
町村	—	—	—	—

※「地域における配偶者間暴力対策の現状と課題に関するアンケート調査」より作成

14 市町村における配偶者暴力相談支援センターの経費

既存の相談室や婦人相談員を活用するとともに、新たに証明等に関する機能を加えるなど、従前の施設や設備を活用し、設置に当たって予算措置を講じなかったところもある。

ア 設置経費措置を要しなかった例

- (1) 相談体制については、男女共同参画センターが女性に係る相談の役割を担っていたことに加え、婦人相談員が所管替えて配置されていたことから、新たな予算計上なしで、相談体制を整備することができた。
設備については、センター内の一室をそのまま相談室として利用したため、新たな予算計上なしで対処することができた。
- (2) 役所改革の一環で課の名称が変更される際に、カウンターの目隠しなどを併せて整備した。
- (3) 従前の組織や設備を利用した。
- (4) 証明書の発行等の機能を加える一方、従前の相談室を利用した。

イ 設置のための経費の例

- (1) 庁舎内に設置することとし、一般財源で相談ブースの拡充工事を実施
- (2) 女性センターに機能を指定し、人員のみ予算措置
- (3) 専用電話機、電話料を予算措置
- (4) 防犯カメラ、安全ブザーの設置
- (5) 非常時の避難経路の確保のため、ドアを新設
- (6) 指定管理団体に運営を委託することとし、市施設運営費（指定管理料）を措置
- (7) 各種補助・交付金制度を活用（なるべく市単独予算を活用しない）
- (8) 一般会計修繕費で市役所内の一角を改修し、相談室を設け、電話配線を設置

ウ 経費額の例

(1) 女性相談所嘱託員を1名増員	2,064,000 円
防犯カメラの設置	915,000 円
専用電話回線を1回線増設	電話料金 50,400 円
	増設及び機器設置費用 210,000 円
DVセンター周知用リーフレット	167,475 円
(2) 専用電話機設置費用	16,800 円
電話料（通年）	46,282 円
(3) 相談員の人件費（報酬・旅費）	517,000 円
参考図書代	4,000 円
DV計画書印刷代、チラシ・カード代等消耗品	22,000 円

15 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置による効果

配偶者暴力相談支援センター設置の効果(複数回答)(平成23年1月1日現在)

市町村規模	総数	相談窓口の周知度が高まり、配偶者からの暴力に対する相談件数が増加した	支援窓口のワンストップ化により、被害者の負担が軽減した	証明書等の発行により被害者への迅速な支援が可能になった	関係機関との連携・調整が円滑になった	予算・人員の確保が容易になった	広報啓発や相談業務、自立支援などの被害者支援業務が充実した	その他
総数	22	18	7	21	16	4	13	5
政令指定都市	9	7	1	8	7	1	8	4
中核市	6	5	2	6	4	1	3	-
人口20万人以上の市	-	-	-	-	-	-	-	-
人口10万人以上20万人未満の市	4	3	2	4	3	1	1	1
人口10万人未満の市	3	3	2	3	2	1	1	-
町村	-	-	-	-	-	-	-	-

※配偶者暴力相談支援センターにおける業務の実態について市町村に調査した結果により作成

(注)「支援窓口のワンストップ化により、被害者の負担が軽減した」は、ワンストップ窓口を設置している配偶者暴力相談支援センター(9か所)を集計した。

効果① 潜在化している被害者の早期発見

配偶者暴力相談支援センターを市町村に設置することによって、被害者支援の身近な総合窓口が明確になり、庁内外の関係部署・機関と連携することにより、相談が集中、集約化され、被害者の発見にもつながる。

また、被害者は、経済的に困窮している、加害者から追跡されているなどの事情により、交通機関を利用した移動が困難な場合があることから、特に都道府県の配偶者暴力相談支援センターが遠隔地にある場合、被害者にとっては、最寄りの配偶者暴力相談支援センターの方がアクセスしやすい。

配偶者暴力相談支援センターの設置前後の相談件数の増減率(前年度比)

増減率	総数	-5%～5%未満	5%以上～50%未満	50%以上～100%未満	100%以上
センター数	12	3	3	2	4

※設置前後の年度中の相談件数が把握できたセンターを集計した。

【事例】

- (1) 配偶者からの被害についての相談ではなくとも、各種申請や手続のために市役所を訪れるケースや、夫婦関係、離婚、子ども、家庭問題など、自己が抱える様々な問題に関する相談で市役所を訪れるケースにおいて、被害者の説明を聴取している中で、配偶者からの暴力が判明することがある。この場合、配偶者暴力相談支援センターの相談窓口を引き継ぐことにより、相談窓口で必要に応じて助言や支援を継続したり、関係機関の支援へとつなぐことができる。
- (2) 相談業務や同行支援を実施したところ、被害者をはじめ口コミで広まり、相談件数が増加した。
- (3) ホームページや広報誌で設置を広報したところ、相談件数が増加した。
- (4) 相談員を増員し、相談体制の充実を図ったところ、相談件数が増加した。
- (5) 専用相談窓口を設置したことにより、周知・広報がしやすくなり、また、市民にとってもわかりやすくなった。

効果② 被害者に対するワンストップ支援

配偶者暴力相談支援センターの相談窓口において相談を継続し、関係部署・機関と調整して、計画的な避難、自立に向けた支援を行うことができる。例えば、市町村の配偶者暴力相談支援センターにおいて、次のような事項について、関係部署・機関と調整することができる。

- (1) 生活保護
- (2) 母子生活支援施設入所
- (3) 公営住宅の入居
- (4) 保育園入園
- (5) 住民基本台帳等閲覧制限措置の申請
- (6) 児童扶養手当、国民健康保険加入、保育料の減免等の特別措置の申請
- (7) 証明書の発行

ア 事例

- (1) 一時保護中に生活保護の申請を行い得るよう連携を図っている。
- (2) 夫等から逃れ、転居手続のために市役所を訪れたケース（＊）で、夫等に転居先を知られたくない場合、市民課では一旦、届出手続を保留とし、配偶者暴力相談支援センターの相談窓口において、被害者から相談を受けるとともに、住民基本台帳等閲覧制限措置及び住民異動について説明を行っている。

＊夫等から逃れ、新たな住居での生活を始めるため、市役所を訪れるケース

A 夫等からの暴力で、実家等へ避難し、今後の生活について相談があったケース

B 夫等からの暴力で、警察や都道府県の配偶者暴力相談支援センターで相談したが、一時保護を受けなかったケース

C 夫等からの暴力で一時保護を受け、その後の生活支援について相談があったケース

イ 配偶者暴力相談支援センターを設置している市町村からのコメント

- (1) 福祉部局と男女共同参画部局との連携が必要と考える。両者が、実務上の事柄を互いに確認することができるように、連絡会の設置など顔の見える関係づくりが望まれる。福祉部局と男女共同参画部局それぞれの強みを生かした配偶者暴力相談支援センターを設置することができれば、被害者支援を充実させることができると思う。
- (2) 保護から自立までワンストップで支援が行えるところが良い。
- (3) 配偶者暴力相談支援センターとして発行した証明書が他の自治体において利用される点や、裁判所等から保護命令に係る情報を得ることができる点が良い。
- (4) 裁判所からの保護命令に関する書面提出に対応できるようになり、被害者支援が充実した。

ウ 基本計画に盛り込んでいる例

- (1) 西宮市DV対策基本計画（西宮市男女共同参画プラン（平成24年3月））（抄）
 これまで、女性相談窓口で、婦人相談員が同行して手続をスムーズに行えるよう各課と協力して対応していたが、被害者が市役所内を移動していくことは様々な問題があり、被害者の立場に立った安全の確保を行う必要があった。

エ データ

証する書類の発行の有無（平成25年3月1日現在）

市町村規模	総 数	発行している	これまで発行したことはないが、要求があれば発行する	発行していない	証明書を発行できる他の機関と連携している
総数	49	42	4	－	3
政令指定都市	17	16	－	－	1
中核市	10	9	1	－	－
人口20万人以上の市	8	5	3	－	－
人口10万人以上20万人未満の市	6	6	－	－	－
人口10万人未満の市	6	6	－	－	－
町村	2	－	－	－	2

※「配偶者暴力相談支援センター連絡票」より作成

ワンストップ窓口の設置状況

市町村規模	総 数	設置している	設置していない
総数	20	5	15
政令指定都市	8	1	7
中核市	6	－	6
人口20万人以上の市	－	－	－
人口10万人以上20万人未満の市	2	2	－
人口10万人未満の市	4	2	2
町村	－	－	－

※「地域における配偶者間暴力対策の現状と課題に関するアンケート調査」より作成

効果③ 官官、官民の連携促進

被害者支援の身近な総合窓口が明確になり、支援のコーディネーターとして、関係部署・機関との連携を促進することができ、平素から関係機関との情報交換を行うことにより、その支援内容を充実したものとするができる。

また、配偶者暴力相談支援センターの相談員を対象とした内閣府主催の研修等に参加することができる。

ア 事例

- (ア) 婦人相談所、警察、裁判所と直接やり取りを行うこととなり、被害者への対応が、一元的な支援となり、被害者への対応が円滑に実施できるようになった。
- (イ) 相談と被害者支援の拠点となる配偶者暴力相談支援センターができたことにより、関係機関・部署との連携や調整が円滑になった。
- (ウ) 市町村の配偶者暴力相談支援センターにおいて就労支援に力を入れることにより、被害者の経済的な自立が可能となり、生活保護を終えることができる。
- (エ) 被害者の約9割に同伴児童がいることから、被害者への支援とともに、子どもの転校手続や精神的ケアへの支援を行っている。
- (オ) こども総合支援センター内に配偶者暴力相談支援センターを設置しているため、女性相談員と児童相談員が協働して対応することができる。
- (カ) 被害者の経済的自立のため、臨時職員として採用したところ、その職員を中心に自助グループが形成され、グリーフワーク等を行うようになり、配偶者暴力相談支援センターの事業として正式に展開することとなった。
- (キ) 市施設の指定管理者である団体が、配偶者暴力相談支援センターの運営を業務の一部として行っており、相談員の勤務体制について柔軟に対応することや、市施設の事業（弁護士等の専門相談、デートDVに関する講演や啓発活動）と連動した取組を行うことができる。
- (ク) 大学、医師、弁護士、社会福祉法人等、男女共同参画の視点に立つ関係者・機関との連携を広げている。
- (ケ) 配偶者からの暴力など、女性の様々な相談や被害者支援に対応するため、DVセンターの機能を持つ「女性相談支援室」を開設したことにより、相談件数も増加（約1.5倍）しており、女性の人権擁護、自立支援を図ることができた。
- (コ) 近年DV問題は社会現象化しており、配偶者暴力相談支援センター設置は必定であった。配偶者暴力相談支援センターの相談業務の増加は全庁的に認知されている。人的配置や施設の拡充が望まれるところであるが、人材や施設の面から拡充が難しいのではないか。周知広報も大切と思うが、一方で、どこでやっているかが明らかになり、相談される方が安心して来られなくなるおそれがある。周辺市町村からの相談者が増加している中、適切な対応や自治体間の負担の適正化を図るため、周辺自治体に対し、DV被害者支援協定の締結を働きかけていく必要がある。

(サ) 市民意識調査における配偶者暴力相談支援センターの周知度は低いものの、相談件数等は大幅に増加し、被害者支援につながっているため、市民サービスの向上に貢献している。

また、配偶者暴力相談支援センターの設置により、全庁的なDV相談・支援対応がスムーズになり、効果が得られている。

イ 配偶者暴力相談支援センターを設置している市町村からのコメント

(ア) 配偶者暴力相談支援センターの設置前から、関係機関と十分に業務のすり合わせを行うことが、その後の円滑な連携につながる。

(イ) 関係各課の現状を把握し、役割分担を明確にすることによって、設置後の連携と対応がスムーズになると思う。

(ウ) 生活保護等については、都道府県の担当部局の協力があれば、市町村で連携をとりやすい。都道府県の配偶者暴力相談支援センターと連携を図っていくことが、一時保護の円滑な実施につながる。

ウ 政策評価の事例

※ 平成 21 年度「伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画」進捗状況報告書概要版より

＜評価機関からのコメント＞

兵庫県下で神戸市に次いで配偶者暴力相談支援センターが整備されたこと、女性相談員の配置が充実されたことは評価できる。

今後、高齢者虐待防止ネットワークや伊丹市要保護児童対策地域協議会との連携強化や、障害者の保護先や外国語通訳の連携先の開拓、民生委員・児童委員の研修への職員の派遣、乳児健診時等を活用した相談窓口の周知等への取り組みを期待する。

16 市町村における配偶者暴力相談支援センターの課題

配偶者暴力相談支援センターを設置にあたり工夫した点(複数回答)(平成23年1月1日現在)

市町村規模	総数	職員の配置	予算の措置	証明書等の作成に関するノウハウの取集・蓄積	関係部局との役割の整理	関係機関・関係団体との連携体制の構築	その他
総数	22	19	13	12	16	14	4
政令指定都市	9	8	6	6	8	8	3
中核市	6	6	4	3	3	2	0
人口20万人以上の市	—	—	—	—	—	—	—
人口10万人以上20万人未満の市	4	3	2	1	3	2	0
人口10万人未満の市	3	2	1	2	2	2	1
町村	—	—	—	—	—	—	—

※配偶者暴力相談支援センターにおける業務の実態について市町村に調査した結果により作成

【配偶者暴力相談支援センターを設置している市町村からのコメント】

<相談員の育成・確保>

- (1) 婦人相談員については、幅広い知識と能力が求められるため、その育成や確保を図る。
- (2) 相談内容が複雑・高度化しており、相談員の資質向上を図る。
- (3) 複雑化・多様化する相談内容に的確に対応するため、関係法規の知識、うつ・精神障害等を抱えた相談者への適切な対応能力の向上が必要である。
- (4) 重複被害を抱える相談者や、精神疾患を抱えているのかどうか判然としない相談者への対応について苦慮することがあるので、研修が必要となる。
- (5) 相談員には、メンタル面のケアも必要で、研修を受けさせることができるように予算措置を講じる必要がある。
- (6) スーパービジョン、法律相談、相談員を含め心のケアを行う。
- (7) 異なる専門の視点による複数の専門家のスーパービジョンを行う。
- (8) 関係部署との情報交換会など、年間を通して相談員の研修の機会を確保する。
- (9) 相談件数の増加や相談内容の複雑化が課題となっているため、専門相談員の勤務日を拡大する。
- (10) 相談員は待遇のよいところへ転職してしまうので、その確保が難しい。
- (11) 相談の対応が重複する場合の対処が課題である。

<周知>

- (12) 庁内の協力を得て、市民への周知を継続的に実施する。
- (13) 庁内の関係部署に対し、設置の周知のほか、開所後の状況についても継続的に伝達する必要がある。
- (14) 庁内各課において、被害者に対して、配偶者暴力相談支援センターの機能について情報を提供し、相談を促していく。そのためには、設置前後における庁内への周知が重要である。

＜保秘＞

- (15) 加害者からの追及に対し情報の漏えい等のおそれがあるため、全職員に対し、対応の周知を図る。

＜施設＞

- (16) 本庁舎から離れた出先機関であり、福祉部局との連携に時間を要することが課題で、本庁舎の近くへの移転が望ましい。
- (17) 市で設置しているシェルターが市域内という狭い範囲内に存していることから、所在の秘匿性を今後も長く保持していくことが困難と考えられる。

＜経費＞

- (18) 運営経費のうち、婦人相談員手当及び活動費の5割が国庫補助金であり、そのほかは一般財源を確保する必要がある。
- (19) 相談者が増加しているものの、財政難で増員が困難である。
- (20) 財政難で、市町村独自の一時保護施設を整備することができない。
- (21) 配偶者暴力相談支援センターの財政的部分は補助金が充てられているが、補助事業終了後の財政確保が課題である。
- (22) 都道府県に支給される児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金などを「支援センター設置団体」として直接配分してもらうことや、補助金の配分比率や補助率を高めてもらうことが望ましい。

17 配偶者からの暴力対策に係る地方財政への対応

市町村が行う業務に要する経費については、地方交付税措置が講じられてきた。内閣府では、地方公共団体が実施した配偶者からの暴力の防止及び被害者支援に係る民間シェルター等に対する財政的援助の状況等及び市町村の経費について調査を行い、その結果を総務省に連絡している。

また、住民生活に光をそそぐ事業について、地方交付税措置が講じられている。

さらに、法第 28 条は、都道府県及び市が支弁した費用への国の負担及び補助について定めている。国は、市が支弁した婦人相談員が行う業務に要する費用について補助することができるとしている（第 2 項）。

＜特別交付税＞

① 民間シェルター等に対する援助

② 市町村の経費

- ・市町村基本計画の作成に要する経費
- ・配偶者暴力相談支援センターの業務に要する経費
- ・緊急時における安全の確保に要する経費

参考 特別交付税に関する省令（昭和 51 年自治省令第 35 号）（抄）

附 則

（道府県に係る三月分の算定方法の特例）

第六条 平成二十四年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一～二十三 （略）

二十四 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十五～二十九 （略）

2～8 （略）

（市町村に係る三月分の算定方法の特例）

第七条 （略）

2～5 （略）

6 平成二十四年度に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一～二十四 （略）

二十五 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二条の三第三項に規定する市町村基本計画の作成に要する経費、同法第三条第二項に規定する配偶者暴力相談支援センターが行う同条第三項に規定する業務に要する経費及び緊急時における安全の確保に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十六～三十二 （略）

7～10 （略）

＜住民生活に光をそそぐ事業＞

※「平成 24 年度地方財政への対応の概要」（平成 23 年 12 月 24 日総務省報道資料）より

住民生活にとって大事な分野でありながら、これまで光が当てられてこなかった分野（消費者行政、DV対策・自殺予防、知の蓄積等による地域づくりなど）における平成 22 年度の補正予算で措置された「住民生活に光をそそぐ交付金」に呼応した取組について、平成 23 年度から普通交付税（単位費用）において、所要経費を参入

（参考）住民生活に光をそそぐ事業の取組事例

－DV対策、児童虐待防止、自殺予防等の弱者対策・自立支援

・児童福祉司の充実・保健師、婦人相談所職員等の充実

※上記のほか、社会的弱者等の自立支援、知の蓄積・連携による地域づくりについて特別交付税措置

参考 特別交付税に関する省令（昭和 51 年自治省令第 35 号）（抄）

附 則

（道府県に係る三月分の算定方法の特例）

第六条 （略）

2・3 （略）

4 平成二十三年度から平成二十五年までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同項の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一 社会的弱者等の自立支援及び知の蓄積等による地域づくりに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・六以上〇・八未満の道府県にあつては〇・四を、〇・五以上〇・六未満の道府県にあつては〇・八を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額

二 （略）

5～8 （略）

（市町村に係る三月分の算定方法の特例）

第七条 （略）

2～6 （略）

7 平成二十三年度から平成二十五年までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一 社会的弱者等の自立支援及び知の蓄積等による地域づくりに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の市町村にあつては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の市町村にあつては〇・九を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額

二 （略）

8～10 （略）

＜国の補助＞

婦人相談員を委嘱する市は、その長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁するところ、国は、その 10 分の 5 以内を補助することができる。(法第 28 条第 2 項)

参考 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抄）

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令（※）の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

※婦人相談所に関する政令（昭和 32 年政令第 56 号）第 3 条第 3、4 項参照

【資料編】

資料1 都道府県別配偶者暴力相談支援センター数

平成25年3月1日現在
222か所(うち市町村設置主体:49か所)

	総数	都道府県 設置	計	市町村設置			
				政令指定都市設置		政令指定都市以外の市町村設置	
					都市名		市町村名
全 国	222	173	49	15		34	
01 北海道	19	16	3	2	札幌市(2)	1	旭川市
02 青森県	8	8	0	0		0	
03 岩手県	12	11	1	0		1	盛岡市
04 宮城県	2	1	1	1	仙台市	0	
05 秋田県	6	6	0	0		0	
06 山形県	5	5	0	0		0	
07 福島県	9	8	1	0		1	郡山市
08 茨城県	2	1	1	0		1	古河市
09 栃木県	3	1	2	0		2	宇都宮市、日光市
10 群馬県	1	1	0	0		0	
11 埼玉県	8	2	6	0		6	吉川市、本庄市、朝霞市、川越市、草加市、上尾市
12 千葉県	17	15	2	0		2	野田市、市川市
13 東京都	4	2	2	0		2	港区、板橋区
14 神奈川県	4	2	2	2	横浜市、相模原市	0	
15 新潟県	3	1	2	1	新潟市	1	長岡市
16 富山県	2	1	1	0		1	高岡市
17 石川県	2	1	1	0		1	金沢市
18 福井県	8	8	0	0		0	
19 山梨県	2	2	0	0		0	
20 長野県	2	2	0	0		0	
21 岐阜県	9	9	0	0		0	
22 静岡県	2	1	1	0		1	富士市
23 愛知県	2	1	1	1	名古屋市	0	
24 三重県	1	1	0	0		0	
25 滋賀県	3	3	0	0		0	
26 京都府	4	3	1	1	京都市	0	
27 大阪府	10	7	3	2	大阪市、堺市	1	吹田市
28 兵庫県	9	1	8	1	神戸市	7	伊丹市、宝塚市、芦屋市、加古川市、猪名川町、姫路市、西宮市
29 奈良県	1	1	0	0		0	
30 和歌山県	1	1	0	0		0	
31 鳥取県	3	3	0	0		0	
32 島根県	2	2	0	0		0	
33 岡山県	4	2	2	1	岡山市	1	倉敷市
34 広島県	4	3	1	1	広島市	0	
35 山口県	2	1	1	0		1	宇部市
36 徳島県	4	3	1	0		1	鳴門市
37 香川県	1	1	0	0		0	
38 愛媛県	2	2	0	0		0	
39 高知県	1	1	0	0		0	
40 福岡県	12	10	2	2	北九州市、福岡市	0	
41 佐賀県	2	2	0	0		0	
42 長崎県	4	2	2	0		2	長崎市、南島原市
43 熊本県	1	1	0	0		0	
44 大分県	2	2	0	0		0	
45 宮崎県	1	1	0	0		0	
46 鹿児島県	10	9	1	0		1	知名町
47 沖縄県	6	6	0	0		0	

資料2 都道府県・市町村における配偶者暴力防止法に基づく基本計画の策定状況

平成25年1月現在報告分

	都道府県	市町村				
		計	市	区	町	村
総 数	47	395	266	18	100	11
01 北海道	○	6	4		1	1
02 青森県	○	15	6		8	1
03 岩手県	○	13	8		3	2
04 宮城県	○	4	1		3	
05 秋田県	○	7	5		1	1
06 山形県	○	－				
07 福島県	○	2	2			
08 茨城県	○	3	3			
09 栃木県	○	5	5			
10 群馬県	○	－				
11 埼玉県	○	42	30		12	
12 千葉県	○	6	6			
13 東京都	○	32	14	18		
14 神奈川県	○	12	11		1	
15 新潟県	○	3	3			
16 富山県	○	4	4			
17 石川県	○	3	2		1	
18 福井県	○	6	6			
19 山梨県	○	－				
20 長野県	○	9	5		1	3
21 岐阜県	○	7	6		1	
22 静岡県	○	3	3			
23 愛知県	○	15	12		3	
24 三重県	○	6	3		3	
25 滋賀県	○	7	7			
26 京都府	○	13	11		2	
27 大阪府	○	19	16		3	
28 兵庫県	○	20	17		3	
29 奈良県	○	1	1			
30 和歌山県	○	10	5		5	
31 鳥取県	○	－				
32 島根県	○	17	6		10	1
33 岡山県	○	11	9		2	
34 広島県	○	8	6		2	
35 山口県	○	3	2		1	
36 徳島県	○	4	2		2	
37 香川県	○	4	4			
38 愛媛県	○	8	4		4	
39 高知県	○	－				
40 福岡県	○	25	16		9	
41 佐賀県	○	11	2		9	
42 長崎県	○	6	5		1	
43 熊本県	○	16	8		6	2
44 大分県	○	－				
45 宮崎県	○	2	1		1	
46 鹿児島県	○	7	5		2	
47 沖縄県	○	－				

資料3 設置の根拠規程（要綱、要領の例）

A市配偶者暴力相談支援センター事務処理要領

1 目的

この要領は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）業務を実施するにあたり、相談者への支援を円滑なものとするための事務処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の実施

支援センター業務は、男女共同参画課女性相談所において行う。

3 業務内容

支援センターは、法第3条第3項に掲げる業務のうち、次の業務を行う。

- (1) 被害者に関する各般の問題について相談に応ずること又は婦人相談員（売春防止法（昭和31年法律第118号）第35条に規定する婦人相談員をいう。）もしくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。）の緊急時における安全の確保。
- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 保護命令の制度（法第10条から第22条に規定する制度をいう。）の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 事務処理

支援センターは、業務を行うにあたり、次の事務処理を行う。

- (1) 相談を受けた場合は、必要に応じて「女性相談カード」、継続紙及び「DV相談記録票」を作成する。
- (2) 面接相談を行う場合は、必要に応じて「相談申込票」を相談者に記入してもらう。
- (3) 裁判所から配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法律」という。）第14条第2項の規定に基づき書面の提出を求められた場合は、裁判所が定める裁判所提出用書面を作成し、裁判所に提出する。
- (4) 相談者から住民基本台帳事務における支援措置の相談を受けた場合は、必要に応じて面接相談を行った後、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を相談者に提出してもらい、当該書面中「警察等の意見」欄を記入した上で、相談者に交付する。
- (5) 相談者から健康保険の被扶養者から外れたい旨の相談を受けた場合は、必要に応じて面接相談を行った後、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」を作成し、相談者に交付する。
- (6) 相談者から国民年金、厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮に関する相談を受けた場合は、必要に応じて面接相談を行った後、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」を作成し、相談者に交付する。
- (7) 事前に面接相談を受けていた相談者から面接相談を行ったことに係る証明の申請を受けた場合は「来所相談証明申請書」を提出してもらった上で、「来所相談証明書」を作成し、相談者に交付

5 守秘義務

支援センターにおいて相談業務に携わる相談員、職員及び関係機関等は、相談、相談その他の機会において知り得た情報を、法律に定めのある場合及び本人の同意を得た場合を除き、漏らしてはならない。

6 その他

この要領に定めるもののほか、支援センターの業務に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

B市配偶者暴力相談支援センター事業実施要綱

平成23年4月25日
告示第380号

(趣旨)

第1条 この要綱は、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の自立支援と保護を行うに当たり、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づくB市配偶者暴力相談支援センター事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 事業は、法第3条第3項各号（第3号を除く。）に規定する業務とする。

(事業の実施場所)

第3条 事業は、自治文化部人権共生課において行う。ただし、相談に関する事業は、相談に適した施設を有する場所で行うことができる。

(実施日及び実施時間)

第4条 事業の実施日及び実施時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) B市の休日を定める条例（平成4年条例第16号）第1条第1項に規定する日以外の日 午前8時30分から午後5時まで
 - (2) 前号の規定にかかわらず、毎月第1土曜日の午前10時から午後4時は、事業を実施できるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、実施日及び実施時間を変更することができる。

(事業担当者)

第5条 事業の担当者は、B市配偶者暴力相談支援センター女性相談員及び自治文化部人権共生課の職員をもって充てる。

(帳簿等)

第6条 配偶者暴力相談支援センターには、次の帳簿等を備えるものとする。

- (1) 相談員職務日誌
- (2) 相談受付処理簿
- (3) 相談記録票

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

C市配偶者暴力相談支援センター事業実施要綱

平成25年1月11日
市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。次条において「法」という。）第3条第2項の規定に基づき行う配偶者暴力相談支援センター事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、法第3条第3項各号に掲げる業務（同項第2号に掲げる業務及び同項第3号に掲げる業務のうち一時保護に係る業務を除く。）とする。

(事業の実施場所)

第3条 事業は、C市男女共同参画推進センター内において行う。

(事業の実施日)

第4条 事業の実施日は、C市の休日を定める条例（平成2年C市条例第17号）第1条第1項各号に掲げる日以外の日とする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、事業の実施日を変更することができる。

(事業の実施時間)

第5条 事業の実施時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、事業の実施時間を変更することができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

D市DV相談支援センター事業実施要綱

制定：平成 23 年 8 月 25 日ここ第 2902 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 本要綱は、配偶者等からの暴力の防止並びに被害者の保護及び自立支援を図るため、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「法」という。）に基づく事業を行うことを目的とする。

（実施主体）

第 2 条 実施主体はD市DV相談支援センター（以下、「支援センター」という。）とする。

2 支援センター事業の統括をこども青少年局こども家庭課で行うこととし、統括者はこども青少年局長とする。

3 法第 3 条第 2 項の規定に基づき、こども青少年局こども家庭課、区福祉保健センター及び市男女共同参画センターで支援センターとしての機能を果たすこととする。

（対象者）

第 3 条 対象者は、法第 1 条に規定する配偶者からの暴力を受けた者とし、同伴する家族も含む。

2 法に規定する以外の暴力を受けた者についても、法に準じて対象とする。

（事業の内容）

第 4 条 法第 3 条第 3 項に掲げる業務のうち、支援センターが実施する事業の内容は、次のとおりとする。

- （1）配偶者等からの暴力及びそれに関連する相談に応じること、もしくは相談を行う機関を紹介すること。
- （2）医学的、心理学的な援助を行うにあたり、女性相談所等と連携し、適切な相談機関等を紹介すること。
- （3）被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。）の緊急時における安全の確保に関すること。
- （4）被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- （5）保護命令の制度（法第 10 条から第 22 条に規定するもの。）の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- （6）被害者の保護に関わる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(事業の実施日時、曜日)

第5条 事業の実施日時、曜日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(1) 専用電話相談については、次のア、イのとおりとする。

ア 祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日までの午前9時30分から12時及び午後1時から午後4時30分までとする。

イ 毎月第4木曜日、年末年始を除く月曜日から金曜日までは午前9時30分から午後8時まで、土曜日、日曜日及び祝日については、午前9時30分から午後4時までとする。

(2) こども青少年局こども家庭課においては、閉庁日を除く月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時15分までとする。

(3) 区福祉保健センターにおいては、閉庁日を除く月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時までとする。

(4) 市男女共同参画センターにおいては、閉館日を除く午前9時から午後5時までとする。

(事業実施の留意点)

第6条 支援センターは、次に掲げる事項に留意し、事業を実施しなければならない。

(1) こども青少年局こども家庭課、区福祉保健センター、市男女共同参画センターは、それぞれが緊密な連携を図り、事業の円滑な実施に努めること。

(2) その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めること。

(3) 相談業務に関して連絡票を備え、相談者本人の同意を取ったうえで、必要に応じてこども青少年局こども家庭課、区福祉保健センター、市男女共同参画センターが情報共有を図るよう努めること。

(4) 相談に係る情報を関係機関に提供する場合は、D市個人情報保護条例に基づき適切に行うこと。

(実施状況の報告)

第7条 こども青少年局こども家庭課、区福祉保健センター、市男女共同参画センターは、事業の実施状況をこども青少年局長に報告する。

(守秘義務)

第8条 支援センターにおいて相談業務に携わる者及び関係機関は、相談者及び関係者の秘密が守られるよう万全を期すものとし、その業務に関して知り得た情報を、法令等に定めのある場合を除き、目的外利用、外部提供してはならない。

(苦情解決)

第9条 支援センターは、事業の実施に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(施行の細目)

第 10 条 本事業の実施に関して必要な事項または定めのない細目については、別途、こども青少年局長が定めることとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

D市DV相談支援センター事業実施要領

制定：平成 23 年 8 月 31 日ここ第 2913 号（局長決裁）

最近改正：平成 25 年 4 月 1 日ここ第 7182 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 D市DV相談支援センター事業実施要綱（平成 23 年 8 月 25 日局長決裁ここ第 2902 号。以下「要綱」という。）の実施について、必要な事務取扱を定め、事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

（業務）

第 2 条 要綱第 5 条に定める事業を適切に実施するために、D市DV相談支援センター（以下、「支援センター」という。）機能を担う、こども青少年局こども家庭課、区福祉保健センター、市男女共同参画センターは、相互に協力連携を図り業務を行う。

（統括・調整部門）

第 3 条 こども青少年局こども家庭課に配偶者暴力等の施策を統括・調整する部門を設け、区福祉保健センター、市男女共同参画センターにおける支援機能を強化し、3 者で支援センター機能を果たすこととする。

（相談業務）

第 4 条 こども青少年局こども家庭課、区福祉保健センター、市男女共同参画センターにおいて、必要に応じて電話相談及び面接相談を行い、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行う。

2 こども青少年局こども家庭課及び市男女共同参画センターで相談を受けた場合は、「D市DV相談支援センター連絡票」（第 1 号様式）を作成する。区福祉保健センターで相談を受けた場合は、「女性福祉相談票」を作成する。

3 相談業務を行うのにあたり、実施機関同士で情報提供が必要な場合は、「D市DV相談支援センター連絡票」（第 1 号様式）を作成し、相談者本人の同意を取ったうえで、情報共有を行う。

4 支援センター業務を行うこども青少年局こども家庭課、市男女共同参画センターは、相談実施状況について「D市DV相談支援センター実績報告書」（第 2 号様式）により、毎月こども青少年局長へ報告する。

区福祉保健センターにおいては、婦人保護事業状況調査（月報）によりこども青少年局長へ報告する。

（緊急時における安全確保）

第 5 条 被害者の緊急時における安全の確保を図るため、こども青少年局こども家庭課、市

男女共同参画センターにおいて一時保護に関する情報提供を行う。

2 被害者の緊急時における安全確保を図るため、区福祉保健センターでは一時保護に関する相談及び一時保護決定機関である神奈川県に対する一時保護依頼、同行支援を行う。

(保護命令)

第6条 裁判所から配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法律」という。）第14条第2項の規定に基づき書面提出を求められた場合は、こども青少年局こども家庭課及び市男女共同参画センターにおいて、裁判所が定める裁判所提出用書面を作成し、裁判所に提出する。

(住民基本台帳事務における支援措置)

第7条 相談者から住民基本台帳事務における支援措置の相談を受けた場合は、必要に応じて面接相談を行った後、申出に関する支援を行う。

(証明書等の発行)

第8条 配偶者からの暴力の被害者に関する証明書について、証明書の発行を受けようとする者は、「配偶者からの暴力の被害者に関する証明書交付申請書」（第3号様式）をこども青少年局こども家庭課、区福祉保健センター、市男女共同参画センターのいずれかに提出する。

2 相談者から健康保険の被扶養者から外れたい旨の相談を受けた場合は、必要に応じて面接相談を行った後、「配偶者からの暴力の被害者に関する証明書（健康保険用）」（第4号様式）を作成し、相談者に交付する。

3 相談者から国民年金、厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮に関する相談を受けた場合は、必要に応じて面接相談を行った後、「配偶者からの暴力の被害者に関する証明書（年金用）」（第5号様式）を作成し、相談者に交付する。

4 相談者から「配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する旨の相談を受けた場合には、必要に応じて面接相談を行った後、「配偶者からの暴力の被害者に関する証明書（就労支援用）」（第6号様式）を作成し、相談者に交付する。

5 相談者から児童手当の支給に関する相談を受けた場合は、必要に応じて面接相談を行った後、「配偶者からの暴力の被害者に関する証明書（児童手当用）」（第7号様式）を作成し、相談者に交付する。

6 事前に面接相談を受けていた相談者から面接相談を行ったことに係る証明の申請を受けた場合は、「来所相談証明書」（第8号様式）を作成し、相談者に交付する。

(啓発)

第9条 支援センター機能を担う、こども青少年局こども家庭課、区福祉保健センター、市

男女共同参画センターは、相互に協力連携を図り、相談者が適切な支援が受けられるよう、事業の目的や利用方法等について、必要に応じて広報活動を行うものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、D市DV相談支援センターの運営に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、決裁日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

様式については、当分の間従前のものを修正して使用できるものとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。